
第4回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年9月9日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番	早 樋 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	熊 谷 兼 樹		
5番	高 橋 英 次	6番	安 部 誠 也
7番	景 山 登 美 男	8番	安 部 丘
9番	平 石 玲 児	10番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(4番 内藤眞一)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 山内 孝之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

会 計 管 理 者 那 須 和 博 (午前)

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、4番、内藤眞一議員から欠席届が提出されております。また、那須会計管理者は、公務のため欠席でございます。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、9番、平石玲児議員。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

おはようございます。それでは質問を始めたいと思います。

国勢調査から、飯南町の人口の推移において、現在は約4,600人ですが、人口は減り続けて18年後の2040年には現在比63%の約2,900人に減少し、少子高齢化が加速するとのデータが公表されています。

こうしたことからこの人口減少、少子高齢化は、あらゆる業種において、多大な影響が出るものと推測され、飯南町においても、問題となってきたのが、労働力不足による事業の衰退と思われます。こうしたことを踏まえて2点、質問をいたします。

まず1点目ですが、地域の農業を支えているのは、個人の農業者はもとより、集落営農組織や営農法人及び認定農業者だと思います。

しかしながら先にも述べましたように、農業従事者の高齢化や人員不足で後継者確保をどうするかという課題を抱え、すでに限界となっている地域もあるかと思います。

今後、営農組織や法人化への取り組みが進んでいる地域もあると思われますが、いずれ後継者確保の問題が生じてくるものと思います。

今後は、この営農組織や法人等を小さな地域から大きな地域への広域化を進めることや、組織と組織の連携を図る体制づくりが必要で、また、農地を管理する中間管理機構等の仕組みを広く周知し、利活用していただくことが重要となってくると考えられます。

こうしたことから国や県、飯南町では問題解決のため、様々な施策・取組が行われています。

労働力不足を補うために昨年発足した、「飯南町地域づくり協同組合」では、人員を必要とする事業所等に派遣が行われています。

そして、労働力の確保とともに省力化、効率化を補うために重要となるのがスマート農業の導入です。

ドローンによる農薬・肥料の散布、リモコン草刈り機やGPSを利用した直進アシスト付きのトラクターや田植え機、物を持ち上げ運ぶことをサポートするアシストスーツなどがあげられます。

私は、今年、全農の実験で水田の水管理を行うシステムをお借りしました。どこにいても水位や水温がスマートフォンで確認できる機材です。毎日、朝夕に田んぼに出ては水の管理を行っていましたが、このシステムのお陰で、必要な時に田んぼに出ることにより、労力の削減となりその時間を有効的に他の作業に当てることが出来ました。

営農管理システムは、パソコンや、スマートフォンで操作し、上空からの衛星の画像やドローンの画像で作物の成長状況や病気の発生を解析します。作業の計画や記録を圃場と地図とを結び付け、衛星画像データで圃場に行かなくても生育予測や病害予測を知ることができ、農薬や肥料をドローンを使用してピンポイントで散布し、無駄を省くことにより使用料の削減ができます。農機との通信により、圃場ごとの収量や米のタンパク含有量などを記録することもできます。これらいずれのシステムも作業の省力化や効率化につながり、コストダウンや収量の増加が見込めるとともに、飯南町が目指しているブランド化に貢献でき、米の品質向上につながるでしょう。

スマート農業用の機械やいろいろなシステムを導入するとなると、農機具に機能が付加された分、価格も上昇するとともに、維持管理費や人件費などの費用対効果も考えなくてはなりません。機械は高額なため、補助事業を活用するのが通常ですが、自己負担分の捻出も、肥料・農薬・資材等の高騰や米価下落等により厳しい情勢にあります。スマート農業を推進するために、町として更なる支援をお考えではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。9番議員から質問いただきました。労働力不足、人材確保どうなっていくかということでもあります。そうした対策の中で、議員からは、組織の広域化であったり、そして組織を連携するしくみ、また中間管理機構の活用、そして今飯南町で設立しております地域づくり協同組合からの人材派遣、そして最後にスマート農業ということで、このスマート農業についての質問をいただきました。

特にその中で農機具への導入支援ということでのご質問であります。

まず、スマート農業について、私の方から簡単に整理させていただきますが、スマート農業は「ロボット技術やICT（情報通信技術）などを活用して、農業の省力化や品質の向上を実現する新たな農業」と言われております。

近年は、町内でも、先ほど議員からもいろいろ事例をご紹介いただきましたが、スマート農業技術を活用した農機具等を導入し活用する農家も増えてまいりました。

私の方からも紹介させていただきますが、特に水稻栽培では、「ドローンによる防除作業」これは外注も含まれますが、今法人の方でも購入されて、そういうドローンによる防除作業が進んでまいりました。そういった農家が増えてきております。

そして、「リモコンの草刈機」これも導入も進んでおります。また、現在「直進アシスト機能付き田植え機」、自動で区画のいい田んぼであればですね、まっすぐに植えて、自動で植えるというようなシステムの付いた田植え機であります。それから議員からありました「水位観測センサー」、こうしたことでいろんな導入事例があります。

水田以外のところで施設園芸、これはビニールハウスの方ですが「環境モニタリングシステム」、これはハウス内の温度や湿度などを観測しまして、スマートフォンで離れたところでデータが確認できるシステムということであります。そうしたことも多く導入されるようになってきております。

それで、議員のおっしゃるとおり、過疎や高齢化による農業の担い手不足を解消するためには、こういったスマート農業技術の導入も課題を解決する一手となることが期待できます。

スマート農業の取組に対しては国や県の支援事業も用意されておりますが、確かに農機具はこうした機能もより精度が高くなって付加されてきておりますので、比較的高価となり、相当な自己負担も必要かと思われまますので、町といたしましてもこうしたスマート農業、導入が進みますよう、効果が期待できる技術については補助金への上乗せができないのか、補助金への上乗せ支援などができないか検討をしてみたいと思います。

それで、スマート農業はですね、今導入も始まっておりますが、まだ発展途上の段階でもあります。どうしても総花的な取り組みがちになるわけですが、このことから、まずは、町内で新しい農業技術の導入を希望する声がどの程度あるのか、その技術は農業経営の改善に有効なものか、そうしたことをしっかりと見極めたうえで、真に需要と効果のある技術に絞り込んで支援する方向で検討するべきではないかと今考えておるところでございます。

国の方は補助事業として2分の1の補助金が用意されている事業がありますし、県の方では県単事業ということで3分の1の補助事業、そういったものが用意されております。そうした補助事業ですね活用されて、これまでも導入事例もありますが、そこへ対しての上乗せ支援ということで検討進めてまいりたいと考えております。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問を許します。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

次に2点目ですが、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gについて質問いたします。思い起こしますと携帯電話が世に出て30年位になると思います。

携帯電話はアナログ世代の第1世代1Gからスマートフォンの第4世代4Gへと進化してきました。今やスマートフォン無しでは生活できない世の中となったと思います。

この夏の高校野球の島根県大会では、飯南高校が素晴らしい活躍を見せてくれました。仕事の都合で現地に赴き応援することができませんでしたが、この発達した通信技術により携帯電話でその試合がLIVE中継され感動することができました。

これから更に進化して普及していくのが「高速・大容量」、「高信頼・低遅延」、「多重同時接続」の第5世代5Gだと思います。

この5Gでは情報のやり取りが高速で行われることが可能となり、インターネットと物を繋げたり、農業や介護・福祉の現場におけるロボットの活用、無人化自働運転、また、医療における遠隔治療などあらゆる分野で活用でき、これにより人手不足を解消することができることになるでしょう。

この5Gは、2020年に都会で普及しはじめましたが、設備の導入には相当の経費がかかるものと思われます。

先日、飯南町の令和3年度の決算報告がなされました。厳しい財政状況の中での新たな事業となると、どれかの事業を削って当てなければなりません、これを捻出することはたいへん難しいと思われます。

飯南町と同様に過疎化が進んでいる他の地域よりも、いち早く都会と変わらない通信環境を整備することが重要で、都市部と地域との格差を解消する手段として、都市部に引けを取らない情報通信網を確立することが解決の方策の一つと考えます。

都会での仕事がこの飯南町でもでき、先進の情報通信網を持っている飯南町へ人流はみちびけるものと思われます。

人口減少、過疎化が進む地方に5G第5世代通信システムを整備することにより、過疎化の進行が抑えられるものと思われます。

このことに関して、国に対して財政支援等の要請が必要と考えますが町長の考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、5G通信システムの整備についてご質問いただきました。

議員からご紹介いただきました、現在の4Gに代わる新たな通信システムは、高速・大容量で、その可能性は、様々な分野での活用が期待されていることは私も承知しており

ます。今、その通信速度においても4Gの100倍と言われております。

国が進める、こうした次世代通信技術を活用し、「地方と都市との差」を縮めていくことによって、地方の活性化を推進する、いわゆる「デジタル田園都市国家構想」がありまして、益々その期待が寄せられているところであります。国の予算も5.7兆円、そうした規模でですね、強力に推進されております。

そうした中で、いち早く本町への導入ということでの質問であります。もちろん、私もそれを願うばかりではあります。

しかしながら、個別の自治体の努力ではなかなか整備は難しい現実がありまして、議員のご提案にもありましたように、島根県を通じ、総務省や内閣府地方創生推進事務局など、関係の部署へ働き掛けていきたいと考えています。

この秋ですが、県の町村会、11町村でですね、要望活動も国に対して行っております。これは、デジタル化施策の推進ということで、3項目を要望しておりますが、その中でこうした条件不利地域も含めましてすべての地域がデジタル化の取り組みによって公平なサービスを受けられる、そうしたところももちろんですし、それから財源についてもきちんと手当していただくように強く要望しております。国会議員、それから関係省庁の方へ要望活動も行っております。

それで、携帯電話の、今、実情を言えば、この5Gに関してですが、この飯南町では赤名地域、この中心地のエリアの一部だけですね、この5Gの通信が可能となっております。

町といたしましては、この国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」に沿って、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、3つここで町の今後の検討ということですが、1つは農業や介護福祉など、様々な分野でのICT化。それから2つ目として住民の利便性向上を図るための行政手続きのオンライン化。3つ目はAI・RPA、このRPAは、ロボテックプロセスオートメーション、例えばロボットが事務の処理を行ったり代行するとかあるわけですが、そうしたAI・RPAなど行政事務の効率化。これらについてですね今後検討していきたいと考えております。

○9番（平石 玲児） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石玲児議員の質問は終わりました。

.....
○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

5番、高橋英次議員

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。

おはようございます。5番議員の高橋でございます。

ただいまより一般質問に入りたいと思いますが、その前に、本年2022年7月8日11時31分、奈良県奈良市近鉄大和西大寺駅北口付近におきまして、元内閣総理大臣・安倍晋三氏が、参議院選挙応援演説中に手製の拳銃のような物で銃撃され、亡くなりました。安部元総理の憲法・国防・外交における理念には、私も共感するところも多く、また年齢も私と一つ違いという事で親近感をいただいております。銃撃を受け、ついには亡くなられたという知らせを聞いた時には、大変悲しく重い気持ちになったことを思い出します。現在報道等によっては、いろいろ話題になっておりますが、既に亡くなられているわけでありまして。謹んで哀悼の誠をささげます。

たいへん重い話になりましたが、また一方では、飯南高校の生徒の皆さん達の素晴らしい活躍で、このコロナ禍の中で暮らしている飯南町の皆さんに、すべての皆さんに大変明るくうれしい話題を提供していただきました。

また、その一つ一つは、町長、冒頭、行政報告の中で、逐一、詳しく、野球部・報道部・神楽愛好会、また吹奏楽部等の活躍について話しておられますので重ねては詳しく申しませんが、私達町民は、飯南高校生の皆さんの活躍で元気をたくさんいただいております。そのお返しとして私達にできることは、学校と生徒の皆さんへの深い理解と協力、そして支援を行うことだと思っております。

これからも応援致しますので、「県立飯南高等学校」文武両道、頑張ってくださいと思います。

前段が長くなってしまいました。これより一般質問に入ります。

先日9月1日は防災の日でございました。そして本日9月9日はゴロ合わせでしょうか、救急の日とも言われています。それでという訳ではありませんが、今年の7月の豪雨災害・台風災害から1年が経過します。また台風のシーズンにも入りますので、今回は「大規模災害時における仮設住宅建設候補地は」という題で通告を行っております。飯南町においてはどのような状況になっているのかを、これから逐次、伺って参りたいと思います。

さて、今年度4月の全協におきまして、私共全議員に、この本日持参しておりますが、たいへん分厚い「飯南町地域防災計画」を配付していただきました。編集は飯南町防災会議、事務局は防災危機管理室と示してありました。たいへん、先ほどもご覧になったように膨大なもので、第1編の総則から、第5編・資料編まで、総ページ数が504ページに及ぶものであります。編纂にあたられました飯南町防災会議の皆さんには敬意を表したいと思います。

以下、質問の中で、この「飯南町地域防災計画」を引用させていただくにあたりまして便宜上、これ「防災計画書」と呼ばせていただきたいと思います。

今回の一般質問の内容に該当する項目について、この防災計画書で確認しましたところ、第2編・風水害対策編の第2章・風水害応急対策計画、第27節・住宅確保及び応急

対策、という項目がありましたので、その内容を確認してみました。

その冒頭には、「町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理、または応急住宅の提供等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。」と示してあり、さらに、応急住宅の提供、の項目の中では、建設予定地の選定では、「建設予定場所は、原則として町又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結し、その場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。」と示してありました。

また、敷地の選定にあたりましては、「できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地から優先して町が選定する。なお、病院、商店街から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段に配慮する。」と、事こまやかに定めてありました。

その中にまた、建設着工期限及び貸与期間も定めてありました。「町は、災害発生の日から20日以内に着工し、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。」とここでも数字を示して細かく明記してありました。

さてさて、島根県はどうなっているのかなと思ひまして、私もパソコンあまり上手ではありませんが、たどたどしい指の動きでキーボードを触りながら、何とか検索してみたわけですが、難儀をしながら探しました。

現在新しく改定中という事で、平成25年9月と少し古くはありましたが、「島根県応急仮設住宅建設マニュアル」なるものを見つけました。喜び勇んでその中の内容を確認しましたが、やはり、応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項の中で、「応急仮設住宅は、迅速に供給し避難所の被災者を早急に入居させると共に、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅である。」と定義してありました。

504ページにも及ぶ「飯南町地域防災計画」でありますから、この第27節だけでもまだまだ細部にわたって示してありました。ここでは、今回、応急仮設住宅建設に於いての大前提となる、仮設住宅建設候補地に特化して伺いたいと思います。

さて、これは今後あってはならないことですが、もし本町が大変大きな地震や火災、この地震でございますが、古い資料の新聞にも載っておりました。三瓶山東部には断層が今までは発見されていなかったが、飯南町獅子地内において、確かうる覚えですが島大の准教授でしたか、発展途中の断層を発見され、それは三次付近まで広がっているのではないかと推測されるという、確か新聞報道があったやに覚えております。そうするとこの飯南町も、その地震が起こる、三瓶山の影響で地震が起こるという可能性もなきにしもあらずであります。

そうした地震や火災、風水害、雪害によって相当数の家屋が倒壊や流出、もしくは焼失したと仮定した場合に、被災後の本町には、公共、民間とも被災者に提供出来る住宅施設が残念ながら無く、仮設住宅を建設し被災者の方々に入居していただかなくてはならない状況となった場合、仮設住宅を設置する建設候補地は明確に確保してあるのでし

ようか。また、確保してあるのならば、その最大建設戸数は何戸と定めてあるのかまず伺います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

5番議員から、大規模災害発生時における仮設住宅建設候補地についてのご質問をいただきました。大規模災害につきましては、先ほどもありました。自然災害以外に火災もですねもちろん想定されます。実際にこの赤名の連坦地も過去に大規模な火災で多くの家屋が焼失したということも聞いております。

それで始めに、この仮設住宅建設候補地が明確に確保してあるかということでありませす。現在、地域防災計画に候補地は記載はしてありません。それで、記載はしてないんですが、公共用地からそうした候補地を確保するという観点で、今町としては、赤名の山村広場、そして頓原の町民野球場、また旧小田小学校の校庭、そういったところを想定しています。

最大の、そうした場所への建設戸数についても、もちろん定めはしておりませんが、仮に4人家族以上用の住宅をそこへ仮設するとすれば、1戸あたり40㎡程度必要であります。そうした住宅を建設するとなれば、先程の3つの場所を、これは面積も把握しておりますが、合わせて300戸程度の住宅が建設可能であると思われませす。

したがいまして、今、計画書には明確に記載してないということで答弁させていただきます。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問を許します。

○5番（高橋 英次） はい。

明確には記載してないと言われましたが、具体的な数字と場所を述べられたわけで、それがわかっておればその防災計画書に載せておくべきものではなかったかなと思ひませす。その時にはまだそこまでは思ひも及ばなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めませす。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

改めての質問で、具体的な場所も想定しながら、なぜ記載されてないのかということでありませす。それで、本町の地域防災計画につきましては、昨年度ですね、大規模な改定をしたばかりでございます。本年もですね、国の防災計画の修正等ありまして、またもちろん県もあるわけですが、そうした修正にあわせて今年もですね、修正はいたしま

す。今年度行うそうした修正にあわせまして、先ほど申した候補地も含めて可能性のある広場、そうした、これ公共用地だけでなく私有地も可能であります。仮設住宅建設候補地として計画に記載したいと考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

答弁をいただきました。次の質問に移ります。

塚原町長、町長に就任されました最初の議会であります令和3年の3月議会であります。冒頭の所信表明の中で、町民の皆さんに5つの重点的に取り組む政策を表明し説明しておられます。

それは、「子どもの声が聞こえるまちづくり」・「安心・安全なまちづくり」・「産業が元気なまちづくり」・「定住を進めるまちづくり」・「歴史・文化を感じるまちづくり」の5つであります。

最初の、「子どもの声が聞こえるまちづくり」におきましては、現在各地区に「子ども広場」これは児童遊園であります。こうしたことを計画し推進され、手始めにまず、来島交流センターで手掛けようとされておられます。

これは私の私案であります。この際、大きな広い場所に防災公園、これは例えば名称ですが、防災公園を設け、平時は老若男女問わず、心にゆとりを持てる、そしてくつろげる広場として活用し、いざ非常時、一旦緩急あれば避難場所として、また必要となれば仮設住宅の建設用地として利用できる、そのような広場にすれば、塚原町長が取り組むと表明されました、先ほどの5つの重点政策の内、「子どもの声が聞こえるまちづくり」・「安心・安全なまちづくり」・「定住を進めるまちづくり」の3点につながり、そしてその輪は大きく広がって、末は飯南町全体に良い影響を与えていくのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いての質問いただきました。避難場所や仮設住宅の建設用地としても活用できる、その子ども広場を整備してはというご提案であります。まさに一石二鳥ということでございましたが、そうした提案でございました。

防災公園につきましては、他の自治体でも整備されている事例はあると承知しております。その仮設住宅の建設用地となれば、それを兼ねるということですが、それなりの広さが必要になります。

その広い土地を子ども広場として活用するとなると、その後の維持管理ということも問題があるかと私も思うところでございます。新たに土地を造成するということになれば、

もちろんその造成費用、多額の費用ももちろん必要となります。

他の自治体もこの仮設住宅の建設用地については、公園といいながらですね野球場であったりグラウンドとかですね、他の使い方にも普段は使われております。旧学校の校庭の跡地とか、そういったところが仮設住宅の候補地になっておると思います。

議員からご提案いただいた内容については、私の公約の複数に繋がるものであり、今後の可能性として非常にいいではないかということでありました。この本町での必要性、今、公園整備については検討も進めておりますし、今後町内の3カ所で整備を進めていきますが、この必要性、それから住民ニーズとですね、そうしたことも勘案しながら、せっかくご提案いただきましたので今後の公園整備の参考にさせていただきたいと思えます。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

再質問というより再提案といいましょうか、この一般質問を行うにあたりまして、私もいろいろ調べて、近隣町村はどうなっているかと、先ほど町長言われましたけど、美郷町と奥出雲町に赴きまして何箇所か見に行ってきました。

美郷町は、確か8カ所、防災計画書で選定されておりました。8カ所で48,600㎡ですか。618戸の予定だというふうに防災計画書には書いてありました。

私が見に行ったところは防災公園と名付けられておりまして、行ってみましたらたいへん広い場所でいろいろ整備されておりました。横に何とか中学校卒業記念とかありましたので、ここは中学校の跡地かなと、それを利用されたのかなと思って確認したところ、やはり中学校の跡地を造成されたものでございました。そこが16,500㎡。たいへん広く簡単な健康維持ができるような器具とか、アスレチックみたいな器具とか、トイレはもちろんです、ヘリポートも隣接して設置されておりました。美郷町ですから江の川、例えば大きな川を抱えてその氾濫、毎年たいへん苦しんでおられます。そういう対応は十分しておられるのかなと感じたところでございますが、奥出雲、これも行って見ました。ここは奥出雲町は、1カ所だけ選定しておりましたのでそこに行ってみましたら、先ほど言われたように町長が、まさしくスポーツ公園の一角にありまして、野球場、プール、テニスコート、それから陸上を行えるトラック、隣に横田中学校ありますのでそれ使っておられましたけども、たいへん広大な敷地の中にいろいろな施設が整えておりました。建設候補地は芝生が張ってありまして、普段はサッカーとかホッケーの練習されるのかなと思って、そこもたいへん広い所で、そこは24,000㎡でしたか。たしか。600戸、675人を収容できるように整えてあると、まさしくここはそれぐらいの人数が入るだろうなと思って見て帰ったところでありました。

そうこうして、いろいろ考えて町長言われるように、新規に造成するとなるとたいへん多額の費用がかかるわけでございます。安心、安全がいちばんお金がかかる事案なので

追及すればきりがありません。安全というのは。

ですけど、ここを、普段は災害が起こらないと目につかない、何気なく生活しているわけですが、やはりここにもう少し目を向けて、無駄とは言いませんが、不要不急と言われてもしょうがないですが、何とか整備してほしいと思い、いろいろ考えてみましたが、2030年ですよ。国民スポーツ大会あります。また降ってわいたようにこの飯南町ソフトボールの開催地ということ思い出しまして、これこれ、しめしめと。

これを活用して県といろいろ折衝していただきまして、今ソフトボールの試合をするところも正式なものありませんので、この上にある山村広場かなりもう古く、建設以来たいへん古くなっておりますので、いろいろ国県に掛け合ってくださいまして国民スポーツ大会ということで、ソフトの開催地ということで、補助金をいただきながら、あそこを修復、修繕、改修ですよ。ソフトボールができるような広い敷地を作って造成していただいて、駐車場もありますし、いろいろテニスコートもありますし、何とか再開発というか手を入れていただきまして、2030年にはソフトボールもできる、また一旦緩急あればそこをまた避難場所として、またその応急仮設住宅をね建設予定地になるのではないかと、こう浅知恵でございましょう、これは、ほんとにすみません。安易に考えて適当な場所がなかったのも、あそこがいいんじゃないかなど。

今なかなかその活用もしていないと思いますのでもったいないなと思ひまして、再活用にもなりますし、若い人今からソフトボールのチーム、協会も立ち上げられましたという話でございました。また、野球部も、話がそれますが、野球、若い人たちが仙台行ってがんばっておられますので、そういう方々の意思を継いでいただく若い人2030年に育てるためにもなんかしら夢を若い人に与えてあげて、飯南町でがんばっていただけないかなど、これも一石二鳥だなどと思ひまして、今こうして提案するわけでございますが、町長の今の意見を聞いた率直な考えはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきました。今ですね、2030（ニーマルサンマル）、2030年に国スポ、飯南町はソフトボールの競技会場に決定し、先般ソフトボール協会も立ちあげられて、選手それから指導者を育成していくということでスタートいたしました。行政報告でも述べさせていただきました。

そうした競技会場となるとをですね、防災公園として位置付けてあわせて今回整備してはどうかという提案であります。

この競技会場につきましては、今町としまして、もちろん県の各団体とも協議のうえ、今後会場が決定していくわけですが、まだ具体的に決まっておられません。

飯南町におきましては、町内では頓原の野球場であったり、この赤名山村広場はですね、

既存規定施設としては当然候補地になろうかと思っております。そうしたところを整備して会場にはなっていくと思うんですが、第三の新たな、さっきも言われた別途造成して会場を整備するというのは、それはどうてい難しいと思いますので、既存の施設を改修していくということになろうと思っております。今、言われたことはですね、非常に重要な視点だと思っております、防災公園ということも根底に持ちながら、意識しながらですね、そうした今後（聞き取り不能）整備は行っていくので貴重な提案として受け止めさせていただきます。たいへんありがとうございました。

○5番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。15分間の休憩をいたします。
再開を10時10分といたします。

午前9時55分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

おはようございます。本日は、学校給食について並びに肺炎菌性肺炎について、2つの案件につきまして通告しておりますので、順次質問して参ります。

最初に、学校給食の無償化を求める質問であります。

これまで数回にわたって質問を重ねてまいりましたけれども、まだ実現をされていません。ぜひともお願いしたいと思つての質問であります。私、学校給食につきましては、私なりに思いがございまして、それを述べたうえで質問に入りますのでご了承いただきたいと思つております。

今まで幾度か学校を訪問し、給食を食べている状況を視察したり、一緒に食事をとったりしてまいりました。みんなで一緒に食べる給食は、子どもたちの心と体を育むものと思つています。

給食に携わってもらつております栄養士の先生、また調理師の方々には、子どもたちに給食を残さず食べてもらえるよう、毎日奮闘してもらつております。栄養価の高い昼食

を家庭の経済状況にかかわらず食べられる。このことが子どもたちに情緒的な安定をもたらすと考えております。私たち人間は、集団で食べることを通してお互いがつながりあっていることを確認してきておると思います。

それ故に、給食の時間は学校生活の中で子どもの豊かな感性を育てる特別な時間でもありと考えております。

私は、学校給食の今日的な課題について「義務教育は無償」、この観点と、昨今の格差と貧困の広がりによる家庭生活への影響にあると考えています。

学校給食には、本来の目的に加えて家庭の経済的状況などに左右されず、子どもたちの発達と成長を保障するという役割が高まっていると考えるものであります。

現在、核家族化が進み、共働きが増え、両親が遅くまで働くこともあるなど家族の姿が変化する中で、3食のうち最も安定的に食事がとれるのは「給食」、こういう子どもも中にはいると思います。そう考えますと、より一層、学校給食における「食育」の比重が大きくなっていると言えます。

こういう昨今ではありますが、文部科学省は2018年（平成30年）7月27日に「学校給食の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果について発表しました。

「学校給食費の無償化等の実施状況」、この調査は、全国1,740の自治体を対象に実施しております。この時は小中学校共に無償化を実施していたのは76の自治体、小学校のみの実施は4自治体、中学校のみの実施は2自治体と報告されております。

「完全給食の実施状況」については、1,740の自治体のうち、全小学校・中学校において完全給食を実施している自治体は、1,608自治体、こういう結果でありました。

文部科学省が給食費について全国の学校を対象に調査を行ったのは、この時だけであり、以後行っておりません。私はなぜこのような調査をこの時期に行ったのか、理解できずしております。文部科学省がこの2項目について調査を行った意図、ねらいについてどう見ていらっしゃるのでしょうか。これは教育長に伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

学校給食の無償化についてということで、議員の方からも思いを述べていただいていたご質問でした。

議員からは、給食は子どもの豊かな感性を育む特別なものであるという思い聞かせていただきましたけれども、これについては私も同感でございます。

さて、はじめに文部科学省が実施した学校給食の無償化等の調査でございます。その狙いということでございますけれども、この調査の目的は、「全国の学校給食の状況を調査し、今後の学校給食及び食に関する教育の充実のための施策の企画立案に必要なデー

タを得ること」とされております。

しかしながら施策の企画立案ということではございますけれども、給食費の無償化に対する国の考えはですね、「生活保護制度による教育扶助や就学支援によって低所得者への支援を行っている。給食無償化の検討は自治体で判断すべき」というスタンスでございまして、現時点では国としての支援は見込めない状況となっております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい。

教育長から文部省の狙いについてご答弁いただきましたけれども、そう思うんですよ。それで自治体まかせということになっておるのが実態であります。

ところが、ちょっと今日、詳しい資料持ってきておりませんので披露できませんけれども、過去にですね、国会の答弁の中で学校給食について、無償化は国として考えるという答弁がっております。

ですから、今の文部科学省の狙い、考え方というのは、その時の国会答弁にまったく反するというふうには言わざるを得ないわけであります。

これ教育長の責任ではありませんので、特段追及する話でございませぬけれども、それで続けます。

今回、1カ月前ぐらいから、ちょっといろいろ調べながらこの質問について調査をしておったんです。その中で、千葉県が県の事業として小中学校の学校給食無償化に足を踏み出したことが報道されました。ただ限定的でありまして、第3子以降なんですよ。千葉県の子どもの人口調べたらすごく多いんです。なかなかそれを県といえどもなかなか負担できなかったんじゃないかなという判断を私はしております。ですから、あと1子2子についてどうするかっていうことは、やはり県と市町村がお互いに連携しながら考えてほしいなと思っておりました。

ただ、この取り組みを私が評価しますのは、都道府県単位で全国で初めての取り組みであります。都道府県で学校給食について踏み出したのは今までございませぬでした。そういう意味で快挙と思っております。

その他の自治体についても、このところ報道が相次いでおりますので、少し紹介したいと思います。

山陰中央新報は、鳥取県智頭町が学校給食費無償化を導入したことを報じておりました。NHKは、鳥取県若桜町で、町内に1カ所みたいですけども、唯一の小中一貫校「若桜学園」の給食費を今年度から無償化する費用を盛り込んだ補正予算案が可決されております。

若桜町によりますと、無償化の対象となるのは116人です。このところの食材などの高騰などで保護者の経済的な負担が増えているほか、少子化が加速し、子育て世帯への支援策が急務となっていることから、給食費を無償化する予算を提案したというこ

とであります。

本県におきましては、吉賀町が以前から地産地消の無償給食を実施しておりまして、美郷町や隠岐の島町も、期限付きではありますが、この9月からすべての小中学校の給食無償化に踏み切っております。

「食育の推進」や「人材育成」「保護者の経済的負担の軽減」「子育て支援」などを目的として、給食費を無償にする自治体が、じわじわとではありますが増えているのが現状であります。

ここで聞きたいのは、私、正確な数がわからないので本町教育委員会がつかんでおります、全国で給食費を無償化している自治体、また、島根県内の実施状況、これについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

次に現在の給食費の無償化実施している自治体ということでございます。教育委員会の方でも調べてみました。

まず、島根県につきましては、先ほど議員も言われましたが、いわゆる給食の完全無償化を実施しているのは吉賀町が平成27年から実施しております。また、ご紹介もいただきましたが、美郷、隠岐の島ということでしたけども、これは無償化というよりは、いわゆる経済対策としてのものですね期間限定の補助というのが正しいかもしれません。県内では、その3つが今何らかの対策をうっているという状況です。

次に、全国の状況ですけれども、国としてはですね、2018年度の調査以降実施をしておりませんので、現時点の最新状況は把握しかねています。なお、当時の調査の結果は、先ほど議員の方から申されたとおりの数字でございます。

なお、私どもで調べた任意の団体で過去に調べられた経緯があるようでして、それは京都府の府民会議というところが調べておられるようですけれども、これによりまして、これは2022年に調査されたようですが、アンケートに答えられた自治体では161体が何らかの対策をしているということですから、国の調査時点と比べますと5年間で85の自治体が全国で増えて、取り組みする自治体が増えているという状況を把握しております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。県内では3町が取り組んでおるだけで、今経済的な問題とも言われたんですが、期限付きということで、美郷町と隠岐の島町が取り組んでいるということでありました。吉賀町に敬意を私、表したいと思っておりますけども、実際には美郷町にしても隠岐の島町にしても、これから保護者や町民の方々がどういうふうな運動され

るのか、今のまま3月でやめようと言われるのか、このまま続けた方がいいよというふう
にと言われるのかで、町の姿勢も変わってくると思っていますので、そこは期待をしたい
と思っています。

先ほど申しましたけども、私はこの給食費の無償化について、これまで3回か4回質
問をしてまいりました。こないだ教育委員会に電話をさせてもらって聞いたんですけれ
ども、本町においては、小学校で1食が258円、中学校で312円という答えでした。
それで徴収されておるのがですね、年間で小学校が4万6千円余、中学生で5万6千円
余が徴収されております。一口に4万6千円とか5万6千円とかいいますけれども、こ
れ子育て世帯にとっては非常に大きい負担と思っています。

義務教育費中でいちばん負担が大きいんじゃないかというふうに考えております。です
からこの給食費の無償化というのはいちばんの子育て支援策である。あわせて子どもた
ちの健全な発達に寄与すると思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

また、冒頭で申し上げましたけれども、義務教育が憲法にうたってあります。憲法第
第26条であります。条文を読んでみますけども、「すべて国民は、法律の定めるところ
により、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律
の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教
育は、これを無償とする。」このように記述してあります。

あらためてですね、経済的な状況も含めて、また、憲法にもとづいて、義務教育は無償
の観点からも、給食費無償化を行うべきではないかと思っています。この点につきま
しては、予算のかかわりもありますので、教育長と町長、両方にお尋ねしたいと思いま
す。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

次に、給食無償化に取り組む自治体が増えている、そういったことの背景について、
まずお尋ねがありました。

先に行われた国の調査では、無償化を開始した自治体に、その理由を聞いている設問が
あります。それによりますと、食育の推進のため、あるいは保護者の経済的負担軽減の
ため、また子育て支援や少子化対策といった回答が得られております

こうしたことをみますと、制度を導入する自治体が増えている背景には、全国的な課題
である人口減少対策であったり、保護者の経済的負担、そういった配慮があるものと認
識をしております。

また、続きまして、今だからこそ無償化を行うべきということでございましたけども、
私の立場としましては、先にお答えをさせていただきますけれども、私自身は、飯南町
の学校給食はたいへんおいしいですし、それから地域食材もふんだんに使った自慢の給

食だと思っております

その給食を食べて、飯南町の子どもたちが「食のありがたさ」あるいは「生産者への感謝」、そういった気持ちを感じて元気で健やかに育ってほしいと願っております。

一方で、先ほどの国の調査では、給食費無償化を先進的に導入した自治体が課題を答えている項目もあります。その中にありますのは、「無償化によって食育への関心が低下した」あるいは「感謝の気持ちが欠如した気がする」といった回答が一つありました。そういった影響があること、あるいは「無償化による事業効果がつかみかねている」というような回答があったところです。

給食の無償化については、この飯南町の総合振興計画の中でも「子育て支援対策」の主要な施策として、もちろん位置付けておりますけれども、「給食や食材に対する感謝の気持ちを育む」という食育の観点、そして財源の確保、制度設計、事業効果など、もう少し町長部局とともに検討が必要ではないかと考えているところでございます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員の方から私への答弁も求められましたので答えさせていただきます。

はじめに、憲法について議員から触れられましたが、この解釈については様々な考え方、とり方もあります。ここでの私からのコメントは差し控えたいと思います。

それで、この給食費の無償化につきまして、先ほども教育長からも答弁いたしました。議員ご指摘のとおり、この給食の無償化が少子化対策や子育て支援、そうしたところに効果があるとは思いますが、住民負担を軽減するこうした施策、制度を作った以上は継続していく必要がございます。

それで、現時点では、給食費の無償化については、国とか県の財政支援はありませんで、自治体の判断ということで、これも先ほど申しました。給食費につきましては、もちろん交付税で小学校費、中学校費の中で措置はされておりますが、これも限定された金額であります。そうした生活、経済的な負担でなかなか厳しいご家庭については、当然別の支援もしておるわけでございますが、今、この町の限られた財源の中でその振興計画のまちづくり、いろんな施策を掲げております。これを推進していくには、事業のスクラップアンドビルドということで、そうしたことも行いながら継続的に行っていかなければなりません。場合によっては、必要な住民負担をしたものをですね、求めなければならない事業もあるかと思っております。

私も重々このことは、総合振興計画の中でも明確に記載してありまして、小中高のですね児童生徒の給食費無料化をですね検討するという一言も書いてあります。これは、今の総合振興計画後期計画が令和6年度までになっておりますので、その間での検討ということでももちろんあります。

今、教育長も答えておりますが、この先行的に導入されております自治体の状況も研究

しながら、引き続き検討ということで私の答弁とさせていただきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

やらないというご答弁いただきました。実際にはですね、いろいろあると思うんです。特に飯南町のように財政が豊かでない自治体について、継続的にこんだけいるよと、（聞き取り不能）というのはなかなかたいへんかもしれません。ただ、少子化で悩んでいるというのも事実であります。それから定住促進を願っておると。これも事実であります。それから定住住宅については、子どもが、（聞き取り不能）そういう若い人を、連れた人を優先的に入れるということもありまして、そういう意味では学校行った時に給食無料だよと。ただ無料だから食べて終わりじゃなくてですね、やっぱりそのところは教育に結び付けて考える必要があると思うんですよ。そういうところからもですね、ぜひとも検討していただきたいなど。検討ほんとにさせていただきたい。普通、ここで検討しますってもらうとですね、やらないということが通説になってますので、ぜひとも検討重ねていただきたいと思っております。

特に、学校給食に関わる経費の分担というのは、絶対的な規定はないわけでありまして。そういう意味で、一つは国にこうしたいんだと。だけど自分家に余力がないと。だから国費でもっとみてよと。いう要望はきちんとあげる必要がありますし、そこらへんは努力をしていただきたいと思います。

あわせて、就学援助制度。先ほど教育長から話ができましたけども、これって制度導入していますけども、全体からみればおよそ1割ぐらいの子どもしか享受してないというふうに考えています。ですから、他の自治体では、無償化や補助に取り組んでいます。そういう意味で今、やった効果がわからないという話もできましたけども、これやってみないとわからないわけですよ。だから、美郷町や隠岐の島町のような限定的な取り組みをですねまずはやってみると。で、今やれば、このコロナ禍で、保護者はたいへんうれしく思うんじゃないかと、ちょっとこの質問する前に案を作る時に何人かの保護者に聞いたんです。「助かります。それができたら」という答えが一様にかえってきますから、ぜひとも具体的などころも含めて、検討することをもう一度お約束させていただきたいと思います。教育長でもいいです。よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

再質問いただきました。一つは、いわゆる財源の問題ということで国や県に要望すべきではないかという話でございました。今現状ではですね、これは県下で取り組む市町が少ないということがありまして、例えば町村教育長会であるとか、島根県市町村教育

長会、そういったまとまったの要望のテーブルにはのっていません。これは取り組みをしている市町が少ないからだと認識しています。

こうした要望するにはですね、やはり国や県に声を大にしていう時には、やはりそれぞれの市町が協力して意思統一を図ったうえでやるのが効果があると思っておりますけども、繰り返しになりますが、先ほど言いましたように、まだ意思統一が図れてないというのが状況でございます。

それから、美郷や隠岐の島のように、まずやってみるという発想もあろうかと思えます。美郷、隠岐の島の方は物価高騰であったり、あるいはコロナへの影響を配慮しての期間限定の対策だと私は認識しておりますけれども、そういった意味では少し、少子高齢化というところとはちょっと観点が違うかもしれません。

ただし、今のタイミングでそういった施策されたことによって、議員も言われましたけれども、それがきっかけとなって結果的に無償化という流れはひょっとしたらあるかもしれません。

ただ、私が思いますには、やはり一度そういう制度を導入するということにおいては、行政としては責任をもって継続的にやるというのがだいじなことだと思っておりますから、いちばんの課題は継続的でしかも安定的な財源を確保できるかどうか、そういったことのもとにしっかりと取り組んでいくということだと思っておりますので、その財源の面が一つと、もう一個気になっておりますのは、やはり根本的な対策としてももちろん経済的負担というところもあります、給食を食べることによって、その食育の部分、このところとしっかりと結び付けてですね、こういう魅力的な給食があるからこの町に来てみたいというところも、しっかりお知らせしていきたいと思っております、そういった意味では、根本的な子育て支援であるとか定住策につながるような、そういった制度設計が何か工夫できないものか、そういった観点からも施策の検討が必要だと思っております。そういったことで広い範囲からいろいろ考えたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。言葉尻を捕らえていくらでも言いたいことあるんですけども、もうこれで終わりにしますけども、一つお願いしたいのは、他の市町村との足並みの問題言われました。これすごくだいじな話だと思っております、ぜひともそこらへんはですね、心にとめて活動していただきたい、巻き込んでいただきたいというふうに思います。

それで、島根県です。島根県は、今回、今、定例県議会開会中でありましてけれども、今度の議会へ子どもの予算出しているんです。何かといいますとね、子ども食堂があちこちに作られてますが、そこが食材の確保がたいへんなんです。ということでですね、子

ども食堂へ補助金を出そうということ、ちょっと金額は忘れましたが。作ってますので。県も子育てについては前向きな考え方持っていると思うんで、ぜひとも県と一緒にですね、国に働き掛けてほしいし、そこらがんばっていただきたいと思います。やっぱり、島根県も今、この段階で子ども食堂への補助を出すというのは、このコロナ禍で材料費がかくっと上がってますよね。そういう中で保護者の苦難を助けて子どもたちの健全な成長を願う、これに尽きると思うんです。ですからそういうところでがんばっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、肺炎球菌性肺炎を予防するという観点での質問であります。私ごとで非常に恐縮なんですけど、この6月に私、実は肺炎球菌による肺炎に罹患しましてですね、入院するとこまでいって、実際には6月議会の初日、出席することができませんでした。今回はこの病気の予防しなくちゃならんという思いからの質問であります。

発病当初39度8分熱がありました。もう自分では何をすることができなくて家族に頼りきって飯南病院まで連れていってもらって、病院で手厚い医療、治療を受けたわけがあります。私は予防接種しておりましたのでそれが功を奏したのかもしれませんが、6日間の入院加療で終わりました。退院する時に、院長先生からは「予防接種を受けていて良かったね」この一言言われました。もし、予防接種をしていなかったら大変なことになったかなという思いもありましてですね、この予防接種のありがたさは身に染みたくところでございます。ちなみに、私は13価と23価、2つのワクチンの予防接種を受けております。この肺炎球菌性肺炎という病気について、町長はどのように捉えておられるのか最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いての質問で、肺炎球菌による肺炎についてご質問いただきました。

まず、私の認識ということで聞かれました。この肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気でありまして、時に重い合併症を引き起こすこともあると認識しております。先ほど議員からも自らが患された際の症状であったり、それから予防接種をしていたために軽症ですんだというご報告もございましたが、一般的なお話をしますと、これ厚生労働省からパンフレットとして出ております。肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染すること。それで、日本人の約3%から5%の高齢者では、鼻や喉の奥に菌が常在していると言われており、これらの菌が何らかのきっかけで進展することで気管支炎や肺炎、そして敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあると記載されております。

で、何らかのきっかけということではありますが、本人の体調にも、もちろんよりますが基礎疾患の悪化であったり、免疫力が落ちるとかで、この常在菌が、常在している菌が悪さをするというのでり患してしまうということでもあります。

また、この肺炎は、肺炎ですが、肺炎球菌による肺炎も含んでですが、肺炎はわが国の死亡率の上位、今4位ということであることも認識しております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。重篤なことに陥る可能性が非常に多いということがあります。さっき厚労省のパンフレット、これですか。違いますか。これですか。見られましたのはね。1枚もので（聞き取り不能）にいらしておりますけれども。私の調べたことと、これ数値が違いますのであまり信用してないですけど、戻します。

国が助成する高齢者肺炎球菌予防接種、これは予防接種法に基づいて定期接種として、2014年（平成26年）10月から開始をされております。

私の記憶では、それ以前から岡山県では、県の事業として取り組まれておりました。昨今、コロナウイルス感染症の陰であまり取り沙汰されておりませんが、肺炎はがんや、心臓疾患に次いで日本人の死因の第3位というのが私が調べたんですよ。先ほど4位と言われましたね。ちょっと厚労省の出しているのと違うんで、それはこらえてください。肺炎で亡くなる方は年間12万人に達しているのが状況です。そのうち96%が65才以上の高齢者であります。更に肺炎を起こす原因菌で最も多いのが肺炎球菌であります。

そこでお尋ねしたいのは、本町におけるワクチンの接種の実態であります。これはどうなっておりますか。お答えいただきたいと思えます。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、本町におけるワクチン接種の実態についてご質問いただきました。せっかくの機会ですから、詳しく少しお話、説明させていただきたいと思えます。

今、2016年から国が開始ということで、議員からもございました。平成26年10月から事業開始されております。該当する年度に、65歳以上、それから70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳。この5歳刻みに、その年齢に到達された方、それから、60歳から65歳未満の方で、心臓とか腎臓、呼吸器の機能や、免疫不全などで日常生活が極度に制限される方が、定期接種の対象となっております。この定期接種の年齢で、初回接種時に接種費用の助成をしております。

本町は、当該年度、さっき言いました65歳からの5歳刻みですが、当該年度に対象年齢を迎える未接種の方に、接種のご案内を送っております。例えば65歳で、案内が来て

その年に接種できなかった。そうすれば、70歳の時に再度案内をしております。また65歳の時に、さっき言いました。事情があって接種できなくて、翌年の66歳の時に接種希望があれば、それには対応し、接種できますし、そこが1回目であれば費用助成もっております。

ちなみに、65歳時の、初回ということになりますが、接種率は、令和3年度が45.07%、その前年の令和2年度はちょっと高かったんですが55.56%、直近5年間の平均では47.03%と、これが飯南町の接種率の実態であります。

全国的には40%程度の接種率と報告されております。1回あたりの助成はですね、実際には8,200円弱ぐらいの費用の内、5,000円を費用助成しておるところでございます。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

飯南町の接種率は高いと思います。5年間で47.03%というふうにおっしゃいましたよね。高い数値だと思っています。これもですね、町長どこで調べて、全校平均調べたかわかりませんが、私とちょっと違うんですね。戻します。

先ほど言われたように65歳の時に受けられます。接種受けた方がですね2019年、3年前ですね。12月現在、23.6%というふう聞いております。ですから、飯南町非常に成績がいいなと思って今聞いておったわけであります。

これからですね、2023、来年ですけども、来年助成が受けられるのが65歳のみで、そのチャンスを逃すと助成による接種を受けられなくなる。すべて自費で接種してもらおう。というふうに国は考え方を変えたと聞きました。

やっぱり、なかなか全員が受ける、コロナの場合には8割9割の方が受けるわけですから、それと比べて非常に低いわけですね。接種率が。

で、その原因というのがどこにあるのかと私もいろいろ思ってみたんですけども、わかりませんですね。中には、自分は接種しないよと、やだという人がおられます。やっぱり、それと先ほど言いましたように、肺炎球菌について知らない人、これが多いというふうに今思っています。私、先ほどの入院の後ですね、あまり数が多くないですけども20人ばかりの人にこの肺炎球菌のワクチンについて聞いたんです。もちろん定期的に接種しますよという人もいらっしゃいましたが、数人です。大半が未接種でした。聞いてみますとですね、保健福祉課から接種を促す案内はあったけれども行かなかった、忘れてましたという人が多かったです。それとあわせて、案内そのものを知らなかったという人がいました。

高齢者にとって肺炎は、生死を分ける病といっても良いと思っています。そういう意味から、町民のみなさん、もっと危機感を持って、この肺炎球菌をみてもらわないといけないというふうに思います。

それで、町としてどうするかということを考えてみますが、やはり啓発を強める声がないと思うんですね。そういう意味では、今までの周知方法でやっても40数パーセントしか接種してもらえないわけですから、更に啓発を強めていかないと、できるだけ100%に近づけてほしいですけど、高い確率にならないということが言えると思いますけども、そういう意味から、もっと踏み込んだ啓発活動が必要だと思われませんか。そのところお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、啓発を強化すべきということでのご質問であります。実際に周辺の高齢者の方に尋ねられて、大半は未接種であったと。その理由として案内はあったけど行かなかった。そして案内すら知らなかったというようなところだったとお聞きしました。

それで、もっと踏み込んだ対策ということですが、私らもその5歳刻みの案内については、これはあくまでも接種の案内ということで普段からの啓発にはもちろんなってないわけですが、対象年齢にならなくてもですね、病気の関係でかかりつけ医の勧めで接種をされる方ももちろんおられます。そうしたところも、もちろんやってはいただけますが、普段の啓発ということでももちろん任意接種ですから本人の判断でされない方も当然おられます。一時、この必要性が全国的にも話題になった時は関心も高まってされる方も多かったり、その話題もあって身近なところでのいろんな話の中でそういう話題が出て、される人も多いと思いますが、今、この肺炎球菌についての言葉すら、少し、あまり認識が少し落ちているんじゃないか。私も思っております。

このことについて、もちろん副反応もあるわけですから、さっきも言いました、個人の判断ですが、啓発について担当課ともですね協議しながら、このことについては少し考えさせていただきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

続けます。先ほど申しましたけども、国が来年から対応を変えるという問題であります。助成を受けられるのが65歳時のみで、そのチャンスを逃すと助成による接種は受けられなくなり、自費での接種となる、この問題であります。国のこの姿勢は、社会保障の後退というふうには言わざるを得ません。

私は、町として何が必要か。65歳を過ぎればいつでも定期接種が受けられるよう国に改善を求めること。それと同時に、接種のお知らせは、例えば受診券みたいなものをつくって、そういう工夫したことをやって、わかりやすいものにして、接種率を高めるように努力すべきだと思います。

保健福祉課の職員の方々、ご多忙です。ですけどこのところは避けて通れない問題だと思っております。このことについての答弁も求めます。

併せて、定期接種を促すには2回目からの自費負担が壁になると思います。現在飯南病院では、全額負担した場合8,166円と聞きました。この負担は大きいです。インフルエンザと同等の予防が必要と考えれば、助成制度を作って一人でも多く接種していただく必要があると思います。私は、2回目からも助成が受けられるよう制度を改善するよう国に求める必要があると思います。そして、それが実現するまでは、町単独事業でも助成すべきと考えますがどうお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。暫時休憩をいたします。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて質問いただきました。2回目も助成を受けられるようにということでもあります。それで私、先ほどの任意接種という言い方をさせていただきましたが、正式には定期的B類の疾患ということで、節目の定期接種にあたります。それ以降は任意接種ということですので、ちょっと訂正させていただきます。

それで、この肺炎球菌のワクチン接種ですが、平成26年から開始されておりまして、国において平成30年にこのワクチンの評価がなされておりまして、定期接種の勧奨は延長されて令和5年までとされています。その後のことにつきまして、県の方にも確認いたしました。これは国の方からも通知がなくて、まだ見通しはつかめてないということがありました。

ただ、2回目以降についてもかかりつけ医との相談であったりすると、そういう回答でございました。

それで、今後の定期接種の勧奨であったり、この費用助成については、国や県の動向を見て検討したいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。任意接種といえど任意接種と僕は思っていましたけども、定期接種には入っています。これは認識しています。

それですね、これきちんとね、(聞き取り不能)といけんと思うんですよ。ですから国としての助成はきちんとやるということと、5年しか効果がないということで5年に1回という接種期間をもってますけども、2回目以降もやっぱりきちんと助成するという立場を国に要求をしてほしいんですよ。これがないとなかなかね二の足を踏む人がおると思うんです。

あわせて町の対応として、今、65歳の節目で初回の接種を開始をするという案内はされてます。で、打った方に2回目は案内してないでしょ。5年先で。これだじなんですよ。2回目やってよと。それからまた5年先3回目ですよ。やりましょうと。

この案内をですね、きちんとやりながら肺炎球菌性の肺炎を予防していくという(聞き取り不能)の問題だと思うんです。そこらへんの答弁を求めたいと思います。

○議長(早樋 徹雄) 答弁を求めます。

○町長(塚原 隆昭) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 塚原町長。

○町長(塚原 隆昭) 番外。

再度啓発についてのご質問いただきました。その前に2回目以降のこの費用助成についてもしっかりと国へ要求してほしいということでもあります。

こちらについては、先ほども答弁しておりますが、その効果が5年できれると言われておりまして、その5年ごとのずっと一生ずっとやっていく予防接種になるわけですが、2回目以降、その国への要求について、これはうちだけでの問題ではありませんので、そのへんは県とも相談しながら、要望の方は考えさせていただきたいと思います。

それで、本町のといいますか、この2回目以降の案内が、1回目受けると、65歳で受けたり、70歳で受けたらその後の次の5年については、保健福祉課の方から案内がないと、このことが問題ではないかということでもあります。

こちらについても、次の5年先は、それぞれの自己管理ということで、今しておりますのでご本人のその5年後の体調にもよるわけですが、そこでの判断ということになります。この接種勧奨について、ほんとうにすべきかどうか。こちらですね、担当課の方ともよく協議しながら検討させていただきたいと思います。

今は、1回目をされた方については、次は5年先は自己管理ということになっておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○2番(伊藤 好晴) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 2番、伊藤議員。

○2番(伊藤 好晴) はい。

自己管理で5年先やってくれというお話ですが、たしかにそうだと思いますよ。法律のうえからいえば。ただ、5年間覚えてませんよ。5年前にやったよねと。今年やったよという人、おそらくいないと思うんです。まあ、自身の身体に気を付ける人は、何か書いてでも覚えているかもしれませんが、その記憶をきちんと持ってもらわないとい

けないという意味で、先ほど提案しました。受診券みたいなもの作って今度はいつですよということがわかるような、5年5年の節目ですから。1回目打ちましたよね、今度これ持ってきて打ってもらったらこれに認めでも押してもらってくださいとか、いう格好で、確認をしながら（聞き取り不能）をしてもらうと。ということが重要だと思って発言したわけですがけれども、それはぜひとも保健福祉課の方で、5年先をどうするか、そのことを考えてもらいたい。打たなかったら何にもならんわけですから。ですからそこらへんを強めるために何かいい方法を考える必要があるという提案をしているわけです。

自己判断でいっておると自己責任ほど曖昧なものはないんですよ。自分がへんなこと、いけんかったと、それは終わりですからね。それはまずいわけで、ぜひともそれを回避するような方法を町としては考えるべきだということで先ほど提案したわけでありまして。このことはもう言いませんので、ぜひとも検討していただきたい。

新型コロナウイルス感染症について、これが、高齢者へ大きな脅威となっているのが現状であります。そういう中で肺炎球菌性肺炎のワクチンによる予防も重要となります。という意味から今回質問したわけでありまして。

この、聞きましたけども、肺炎球菌に対して、免疫機能が低下している状態では、ワクチンを接種しても免疫が十分にできない可能性があるという指摘されております。肺炎球菌が体に入り込まないようにするには、コロナと同じです。手洗い・うがいの励行や適切なマスクの着用といった日常的な感染予防が必要になります。また、加齢とともに免疫力が低下して感染しやすくなるため、慢性疾患をお持ちの方は、まずその治療に努めてもらう。それからたばこを吸う人、禁煙する。規則正しい生活を送る。こういうことで、免疫力を高めることが大切とされております。

このようなことを特に高齢者向けに発信していく必要があると考えます。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再度啓発についての質問いただきました。その前にちょっと私、先ほど議員から提案がありました、その受診券の提案についてお答えしておりませんでしたので、これを作ってはどうかということがございました。

今取り組んでおるのが、接種時に年月日をかいたシールを病院から、わかる所に貼ってくださいということによっております。議員からは、その受診券も新たにどうかということでもありますし、また、私もちょっといろいろ、今、質問があつて考えておりましたが、例えば毎年、基本健診を受けられますので、そういう時に勧奨するとか、そういう方法も一つあるんじゃないかと思わせていただきました。

それで、今の免疫力をですね、十分に高めることが普段からだいじということであり
ます。このことにつきましては、疾病予防の基本は健康づくりであります。その日常生
活の生活習慣、これを改善することが重要であると考えます。そのうえで感染予防や、
予防接種などの対策が効果的と考えます。今後もそうした視点にたって健康づくりや保
健指導、先ほど啓発のこと何回も言われておりますが、町からも伝えたいことがですね、
きちんと対象の方に伝わるような、そうした啓発に努めてまいりたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

ありがとうございます。町長の決意のようなもの、ちょっと垣間見えましたのでよろ
しくお願ひしたいと思っております。

本日は2つの問題について質問してまいりました。この間、3年にわたる新型コロナ
感染症の蔓延、2月に端を発したロシアのウクライナ侵略で、私たちの生活は大きな影
響を受けています。

特にこのところの物価の上昇は、庶民の生活を大きく圧迫しています。これから寒い冬
に向かい、更に困難さが増します。

町長を始め役場の職員の皆さんは、町民の生活がどうなっているか、特に低所得の人な
どの実態を理解していらっしゃるのでしょうか。

具体的には、地域へ出かけて住民の声を聞く、こういう活動がどれほどなされているか
ということであります。私が今日質問したこの2つの問題についても、その住民の皆さ
んからのお声を聞きながらですね、作成した質問であります。この地域に出かけて、現
場での（聞き取り不能）活動をするということは、地方自治体にとって非常に重要な活
動と思っております。

職員のみなさん、日々の仕事に追われ、なかなか難しいという側面もあるとは思いますが。
しかし、この活動は、地方自治体としての真価が問われる活動だと思っております。こ
このところをもっともっと強めて、今町民が何を思っているのか、何を求めているのか、
実態を把握し、施策に生かすことが求められていると考えています。本日の質問のまと
めとして、町長・教育長に伺って質問を終わりたいと思っております。

ちょっと通告にこここのところ書いてなかったですが、この2つの質問とも町民のみな
さんの声を反映した質問と思っておりますので、そここのところは（聞き取り不能）たい
と思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

私の方からは、今日の質問のなかでは給食費の問題がありました。これにつきまして

は、繰り返しになりますけれども、いわゆる住民の方の、特に保護者の方の意見とか、あるいは、給食を作る現場の意見であったり、そういったところをしっかりとニーズを把握したうえで制度設計について検討させていただきたいと思っております。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

最後に質問いただきましたが、本日、議員からは給食無償化のこと、そしてこの肺炎球菌の予防接種のことについての質問で、これらは住民の声を反映した質問であるということで、職員もしっかりと現場へ出てそうした住民のニーズを的確に掴み、施策に活かすようにということでもあります。

我々、いろんな施策を進めていくうえで、もちろん住民のニーズを無視した形で行うことはありませんで、そうしたニーズについてはいろんな形で収集しておりますし、それらをきちんと反映しておるものと私は思っております。

ただ、そういう意識については、当然、当たり前のことではありますが、現場へきちんと出て、住民の方と直接対話することもだいじであります。今回町政座談会も5カ所で開催しておりますして、いろんな意見もいただいております。そうしたご意見もしっかりとですね町の施策に反映していかなくてはならないと思っております。職員にはそうした意識をもって仕事にあたるよう、そうしたことはいろんな機会でもお話することがありますので、そうした姿勢で今後も行政の（聞き取り不能）をみてまいりたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

.....
○議長（早樋 徹雄） ここで換気のため休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

午前11時22分休憩

.....
午前11時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。7番、景山登美男議員

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今年の夏といえど何と云っても、飯南高校野球部の大活躍であります。平成6年創立と、県内で最も歴史が浅い硬式野球部でありながら、準々決勝、準決勝と逆転サヨナラ勝ちで決勝に進出いたしました。決勝では惜しくも敗れ、準優勝とはなりましたが、まさに夢と希望、そして感動を与えてくれました。健闘を称えたいと思います。

それでは、質問に移ります。

初めに、高齢者が安心して安全な暮らしができるための支援について、何点か質問をさせていただきます。

はじめに、少子高齢化が進む本町では、9月1日現在の人口が4,609人、65歳以上の高齢者が2,108人で、高齢化率は45.73%となっております。高齢者が地域で安心して暮らすためには、様々な視点からの支援が必要であると思います。

そうした中で大きな課題となっておりますのは、介護サービスなど的高齢者福祉でありまして、特に近年の介護従事者不足は深刻化しております。ただこの問題につきましては、以前町長から、副町長をトップとする「高齢者福祉グランドデザインプロジェクトチーム」、こうしたチームで検討を進めるとの発言がっておりますので、今は、この検討に注目したいと思っておりますけれども、先日の雲南広域連合議会におきまして「雲南地区の介護人材確保に向けての推進計画」、そうしたものが策定されたとの報告がございました。これらも参考にしながら、ぜひ精力的に検討され、できるだけ早く結論を出していただきたいと思っておりますけれども、現在の検討状況と今後に向けての町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

7番議員から高齢者福祉の喫緊の課題であります、介護人材確保についての質問をいただきました。この高齢者福祉における人材不足は、本町だけではなく、本当に県そして雲南広域連合、これは介護保険の保険者であります、重要かつ喫緊の課題であることは言うまでもなく、それぞれの立場においても、この課題に取り組んでおられます。

ちなみに今、県なり広域連合の状況を申しますと、島根県におきましては「福祉介護人材確保推進会議」として、福祉介護事業所や養成学校、専門職の職能団体や行政等で組織し、介護福祉職場の認証制度の導入の検討や、そして若者向けのPR動画の作成、また介護の日になんだイベントの開催など学生や保護者へ向けての情報発信を行われております。

雲南広域連合では、「雲南地区の介護人材確保に向けての推進会議」として、これは関わりのあります広島文教大学、そして島根リハビリテーション学院、県内の養成学校、雲南地区の各高校、各福祉事業所、ハローワーク、行政などで組織し、現状の把握や、それぞれの立場からこの担い手確保における意見交換を行い、これは外国人材も含め多

様な取り組みを継続的に行うことを協議されております。

先ほど議員から「雲南地区の介護人材確保に向けての推進計画」のことについても、策定があったということでありました。私も広域連合の会議に出席いたしまして、計画のほうも確認しておりますが、実態は“確保は厳しい中でも現状維持はしていかなければならない”というようなことが大まかな計画であったと思っております。

そのような中、本町としての取り組み、私の意気込みということではありますが、昨年の12月議会におきまして「飯南町グランドデザイン」策定を進めていくこと。これは副町長をトップとした庁舎内プロジェクトチームで対応していくこととお話ししております。

その後、副町長と保健福祉課、担当課で町内の法人の皆さんとの意見交換、そして特に社会福祉法人、2法人ございますが、理事会も含め、今後の方向性について意見交換させていただいております。直近の会議には私も出席しております。また、住民座談会、今回の座談会においても今の現状を住民の方にお伝えし、ご理解いただくための情報提供させていただいております。

私としましては、将来にわたり持続可能な高齢者福祉施策を実現するために、機能分担や必要なサービス規模、何よりも提供される側も提供する側も、安全で安心できる環境づくり、そして未来に希望が持てる福祉事業を官民一体となって作りたいと考えております。そのためには、今24時間365日この飯南町の医療、地域医療を担っていただいております飯南病院。いただいているという言い方はおかしいですが、担っている飯南病院が中心にありまして、飯南町の地域包括ケア推進局が目指すまちづくりにおきまして、保健医療、介護・福祉の視点で住民生活の質を向上させる、これは病院長がよく言われますが、QOLということで、クオリティー・オブ・ライフ。この住民生活の質を向上させることとされております。この計画策定は話し合いも進んでおりますが、スピードを上げて精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問を許します。

○7番（景山 登美男） はい。

精力的にいろいろ協議、検討をさせていただいているようでしたので、少し安心するとともに留まることなく引き続きの検討をよろしくお願ひしたいと思います。

高齢者が安心して安全な暮らしのためには、様々な考えられる支援があると思いますけれども、今日はその中でも、すぐにでも実施可能であると思われる2つの点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

一つ目は、高齢運転者の交通事故防止についてであります。近年、高齢運転者の安全不確認やブレーキとアクセルの踏み間違い等による事故が増えています。町内では、今のところ、そうした重大な事故は特に聞いておりませんが、ニュースとかによりますと毎日のようにどこかでそうした事故があっているという現状だと思っております。

本町では、そうした事故を未然に防止するために一昨年から運転免許を自主返納された方に対して、町内でのタクシー移動に使える優待乗車券を交付をされております。

しかしながら、本町のようなこうした地域性でありますと、町内でもすけれども、町外への移動手段となれば、どうしても自家用車に頼らざるを得ないという地域事情があるかと思ひまして、免許の返納に躊躇される方も多いのではないかと思っております。一方で、近年こうした事故を減らすべく、各自動車メーカーからはサポカーと呼ばれる「衝突被害軽減ブレーキ」が搭載された車が販売されてきておりますし、その後、サポカーSと呼ばれる「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」、そうした装置が追加された車がどんどん今、販売されております。いずれにしても、こうした車の購入ということになりますので、高齢者にとっては大変高額な出費が伴うことになるわけでございます。

ところが最近、調べてみましたら後付けできる「急発進等抑制装置」が自動車メーカーはもちろん、部品用品メーカーからも多く販売されているようでございます。車の購入に比べれば、はるかに安いわけですが、その費用というのは製品代と取り付け代を合わせて5万円前後ということで、必ずしも安いということではないかと思ひます。

そこで、特にこうした高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違い等による事故を未然に防ぐため、後付け費用に対する補助制度を導入してはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いての質問をいただきました。

高齢運転者の交通事故防止について、議員からは「急発進等抑制装置」の補助制度という具体的な提案も含めてのご質問でございます。

まずブレーキとかアクセルのペダル踏み間違いによる事故の状況であります。平成30年から令和2年までの全国の事故件数を見ても、これは65歳以上の交通事故が約4割と多く、死亡重症事故では約7割に及んでおります。議員の言われるように、私も高齢運転者へのペダル踏み間違い対策は、交通事故防止に必要な対策であると認識はしております。

雲南管内での状況も雲南警察署に少し問い合わせ聞いてみました。確かにペダルによる踏み間違いの事故は少ないとは言われましたが、管内でのブレーキ操作による事故の件数は全体で40件ぐらいあるそうなんです、それが踏み間違いかどうかというのは、はっきりわからないということでありまして、率も6%。人身事故はありませんでした、物損事故のみということで、これが雲南管内の状況であります。

それで、この急発進等に係る事故防止に向けては、これまで経済産業省のサポカー補助金が創設され、令和2年3月から令和3年11月まで申請受付されておりましたが、申

込み多数により現在はその受付が終了となっている状況であります。

たぶん、この制度は打ち切られたんですが、国としては電気自動車、そういったところへの助成へのシフトがされたのではないかと想像であります。今、国の制度が、補助制度がないことによりまして、全国的には、さっき議員も言われました自治体独自の取り組み、そうしたことも少しずつ増えてきているようであります。

ペダル踏み間違い防止につきましては、後付け装置を購入して取り付けることも可能であります。最初から付いている車もちろんあるんですが、後から付けられる。これは、費用として、その部品代と作業料を含めて4～5万円ということだそうです。ただ、この装置を取り付けたら安全が確保されるというものではありませんので、正しく理解して使っていく、活用することが必要であると感じております。

それで、町といたしましては、この地域交通対策の中で、幹線を走る生活路線バス、それから各地区のエリアをカバーするデマンドバス運行も実施しておりまして、そして免許を持たない方には、タクシー助成も実施しております。

これらのことから、現時点では町独自の制度については考えてはおりませんが、高齢運転者の交通事故防止に向けた国の施策として、やはりこれまでサポカー補助金があったわけですから、その再開に向けて国へ強く要望してまいりたいと思います。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

明確なやるという答弁は残念ながらいただけなかったわけですが、国への再開の要請ということのお考えをお聞きいたしました。まあ、最低限と言いますか、是非そうしたことはお願いをさせていただきたいと思っておりますけども、もう一つ高齢者を取り巻く助成として、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてということで、お尋ねいたします。

私事になりますけども、今から14年前、平成20年、55歳の時でしたが、顔面に带状疱疹が現れました。私の場合は、それまでは带状疱疹というのは「どうまき」と言われるようなこともありまして、胴にできるものとばかり、体にばかりと思ってましたけども、顔に出てびっくりしたこともありましたが、私の場合は幸いわりと軽症でして、当時の島根医科大学病院で治療していただいて間もなく治りました。ちょうどその時に医大病院の待合室で、町内の高齢の女性の方も来ておられまして、お話をする機会がありましたけども、その方の場合は、肩から脇のほうへ出て現れたということで、そうした部所でしたので、見せてもらうわけにはいきませんでしたけども、とにかく痛い。寝返りをうつのもできないというようなことを、その時話しておられました。

昨年また別のことでございますけども、皮膚の病気で、私自身がですぬ出雲の皮膚科医院に通っている時に、待合室でこのような「50歳を過ぎたら带状疱疹の予防接種ができます」というふうに書いてありますけども、そうしたものが目が留まりまして、その14年前の

ことを思い出したような。これちょっと民間製薬会社のパンフレットですので、これ以上の公表は控えたいと思いますが、この後の提案、質問は、この中身に沿った形。私も医学的専門知識があるわけではございませんので、ですけども、これに書いてあるようなことを中心にいろいろお話をさせていただきたいというふうに思います。

これによりますと、帯状疱疹というのは、身体の左右どちらか一方にピリピリした痛みとこれに続いて赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状に現れる病気ですというふうになっております。

子どもの頃にかかった水痘（みずぼうそう）ウイルスが原因で起こるということですけども、そのウイルスが身体の中に潜伏しており、免疫が低下した際などに活性化して「帯状疱疹」として発症するということでございます。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれております。痛みはですね、皮膚症状が治った後も50歳以上の約2割の方が痛みが残り、その中で長い間痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」というまた別の症状になる可能性があるということでございます。

また、先ほど言いましたように帯状疱疹は頭部から顔面に症状が出ることもあり、目や耳の神経が障害を受けると、めまいや耳鳴りといった合併症状がみられることもあるようでございます。これが重症化すると、視力低下や失明、顔面神経麻痺など重い後遺症が残る危険があるようございまして、こうした合併症などを防ぐためにも帯状疱疹の予防が大切だといわれております。

この帯状疱疹を予防するワクチンは2種類あるようですけども、1回接種の従来型の生ワクチンは、接種費用が7千円から1万円ということで、これの有効性は約60%で、5年を超えると有効性が低下するということでございます。新たに開発された2回接種のシングリックスワクチンというのがあるようでして、これによりますと予防効果が90%以上と高く、効果の持続も10年程度見込まれるということでございますが、これは接種費用が1回で2万円から3万円、2回接種ですので、5万円前後の負担、個人負担になるということのようでございます。医療機関では、従来型も効果がないわけではないけども、予防効果の高いシングリックスワクチンを勧められておられるようございます。

予防接種法では、定期予防接種と任意予防接種がありまして、定期予防接種の対象のうち、ジフテリア、ポリオ、はしかのような誰もが受けるべき「A類疾病」というのとインフルエンザや先ほどありました肺炎球菌感染症など「B類疾病」と、このA類とB類に分類されております。基本的に「A類疾病」の予防接種は、原則として公費で受けられることになっておりますので個人負担は必要ありませんが、「B類疾病」の予防接種は費用の一部に公費負担がある場合があるとなっております。

本町でも、そうしたことで予防接種実施要綱が定められておりまして、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンには、一部助成があると、そういう仕組みでございます。

ところが、この帯状疱疹ワクチン、これに先ほど言いましたように定期予防接種以外

の任意予防接種という分類になっておりますので、この任意接種には補助がありませんので、接種費用の全額を負担しなければならないということになっております。先ほども言いましたように帯状疱疹になると、痛みによって家事ができないとか、仕事に集中できない、眠れないなど、日常生活に支障をきたすことがありますし、特に高齢者におきましてはリスクが高く、先ほどのような合併症ともなれば大変やっかいな病気でございます。

そこで、帯状疱疹の発症と重症化を予防するために、接種費用の助成ができないか、そのことについて町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成についての質問いただきました。

この帯状疱疹ですが、50歳からの発症が高いということで、議員も14年前の55歳当時に経験されたということでもあります。それで、この帯状疱疹についてや、その予防としてのワクチン接種、今、議員から詳細に説明がありましたので、私からは重ねての説明は控えさせていただきます。

この予防接種について、そもそものところは少しお話をさせてください。予防接種法には先ほど言われました「定期接種」と「臨時接種」がまず、あります。

「定期接種」の中でも主に集団予防、重篤な疾患の予防を重点に置き、本人や保護者に努力義務があり、かつ国が接種を積極的に勧奨する「A類の疾病」。それから、主に個人予防に重点を置き、本人や保護者に努力義務はなく、国も積極的な勧奨はしない「B類疾病」があります。

それで、定期と臨時ということを申しましたが、これ以外に予防接種法に基づかない任意接種があるわけでございます。これが帯状疱疹に当たりますが、帯状疱疹ワクチンは、この種類となっております。議員がおっしゃった通りです。任意接種には他にも「おたふくかぜ」であったり「A型肝炎」、そうしたものも含まれております。

この帯状疱疹ワクチンの費用助成ということですが、様々な予防接種があります。そうした中で、市町村が実施主体となる定期接種ではなく、接種を希望する人が任意で選択するワクチンであることを勘案いたしまして、費用助成をすることについては現段階では慎重にならざるを得ないと思っております。県内でも助成をしておるところはありません。

ただ、国におきましては、帯状疱疹ワクチンを定期接種に入れるかどうかの検討がなされているとの情報もあります。これは、そうした情報も入手しましたが、こういったことも含めて今後注視してまいりたいと思っております。

今のところ重要なのは、早期発見早期治療だと思います。実は、私事ではありますが、

私も議員と同じぐらいの時に、55歳ぐらいだったと思いますが、帯状疱疹が頭のほうへ出まして、本当に苦労しましたが、その時に飯南病院にもかかりましたが、早期、『もう少し早く来れば良かった。』と言われました。薬を服用するわけですが、『早期発見早期治療が大事だと、この病気は。』と改めて言われました。そういうことが私としても経験もありますし、議員から説明いただいた症状が出現した時、早期に医療機関を受診・治療を受けることが大事だと考えております。

この帯状疱疹の発症は加齢であったり、年齢的なこと。それから疲労、ストレスなど免疫力の低下が引き起こすとも言われております。先ほど2番議員のほうに答弁いたしましたとおりであります。こうした病気にも罹患しないため、日常生活の生活習慣を整え、免疫力を普段から高める健康づくり、これが大事だと思いますので、こうしたことをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

今、2点の助成について質問をさせていただきましたけども、どちらも数的にいうとまだ少数であるということもございましたけども、全国を見ますと2つとも助成制度があるところもあります。限られた財源の中での提案となりますけども、特に交通事故につきましては、何かがあってからでは手遅れということになりますので、是非前向きな検討をお願いしておきたいと思っております。

大きく2つ目の質問になりますけども、気象防災アドバイザーの活用について質問をさせていただきます。

本町では昨年7月に今まで経験したことのない大雨に見舞われ、道路や河川、農地・農業用施設など甚大な被害を受けたところでございます。現在も復旧事業が実施されておりますけども、町長の意向によりまして災害後農地等の復旧事業を優先されたということで、今年の春の植え付けもほとんどの農地でできたというふうに聞いております。

この間の町内業者のご尽力に敬意を表するとともに、引き続き早期復旧に努めていただきたいと思います。また、昨年の豪雨は「50年に一度の大雨」といわれ、過去最大の1時間降水量も記録するなどしたことから、「避難指示」、本町におきましても「避難指示」が発令され、多くの住民の皆さまが避難されました。このように、年々激甚化、頻発化、大規模化する気象災害は、これからもいつ訪れるかわかりません。今更申し上げるまでもなく、行政の責務は町民の生命、財産を守ることであり、町におきましても地域防災計画を策定されるとともに、避難訓練など様々な努力もされております。

また町内には、平成14年に創設された防災士が現在46名おられまして、防災や減災活動のリーダーとして活動していただいているところでございます。

そうしたところへ国におきまして、平成29年度から自治体の防災対策をサポートする気象防災アドバイザーというものの運用が始まりましたけども、昨年あたりから本格的

に自治体への設置が推奨されてきておるところでございます。

この気象防災アドバイザーというのは、気象予報等について高度な知識を持つ気象業務経験者や気象予報士など、そうした気象の専門家が気象庁が実施する研修を修了した方で、そうした方に市町村から委任をし、平時は地方公共団体職員を対象とした勉強会や住民を対象とした気象講演会などを実施していただきますし、昨年のような大雨等の防災対応時につきましては、気象状況の予測でありますとか、避難についてのアドバイスをしていただくということになっています。

そこで、本町におきましても、いま危機管理室も設けられたりして積極的にそうしたことに行政として関わっていただいているわけですが、やはりこうした専門的な事象でもございますし、本当におきましても防災行政の充実と災害時における対応を的確に行うため、必要となる気象情報の提供及び災害対応に関して専門的な知識等に基づく助言を受けるために、気象防災アドバイザーを採用されてはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、「気象防災アドバイザー」の採用についてのご質問をいただきました。年度の初めに議員のほうからも、紹介いただきましたこの「気象防災アドバイザー」の方、元気象台の職員でありまして、先ほどの説明にもありました研修等も受けて、その資格を取得されております。既に雲南市におきまして委嘱されておりますが、本町へも年度当初にご挨拶に来ていただきまして、その際に『飯南町への気象情報の提供についても、いろいろと協力させてもらいたい。』と言われておりました。その上で、この間、日々の気象情報を電話とかメールでいただいております。それから、雨や台風などの異常気象情報などについても都度ご連絡をいただいております。そうした面では、感謝しております。

非常時におきまして、負担ももちろんあるわけですが、この雲南市、飯南町両方ということになるわけですが、『両市町への対応は可能である。』と聞きもしております。

こうしたことから、今後、的確な避難情報を発令するためにも専門的な知識を有する方の助言、こうしたことは必要であると考えておりますので、委嘱に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（景山 登美男） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で13時15分といたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時12分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。
10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

子供たちが戻って来たい、住み続けたいと思える町を目指しています戸谷ひとみです。
今年から頓原地区でも長期休業中の児童クラブが開設されました。保護者の要望に応じていただき、とても感謝しております。支援員になってくださった地域の方に見守られながら、子どもたちは充実した夏休みを過ごしたことと思います。ただし、児童クラブに関して気になったこともありました。

6月下旬に「長期休業中の飯南町児童クラブ申し込みについて」という案内が保護者に配られました。参加児童の増加や指導員不足により運営が厳しいので、全学年だった対象児童を、小学校1年生から3年生に変更するとのことでした。そもそも児童クラブの実施要綱では対象児童が3年生までとなっていたようですが、数年前から全学年が利用できるようになっており、保護者の中では、全学年利用できることが常識になっていました。「4年生以上の児童でも参加を要する特別な事情がある場合にはご相談ください」と記載されていましたが、役場に電話をかけるのが苦手、勇気が必要だと思っている保護者もいらっしゃいます。うちの事情が「特別な事情」に当たるかどうかわからない、断られてしまうのでは、などと心配になって、相談すること自体を躊躇する人もいました。

指導員の確保が難しい状況は承知しておりますが、住民サービスが縮小されるときへの対応の仕方には、もう少し配慮が必要だと感じております。私がいただいた相談の中には、『子どもは一人で留守番しても大丈夫。』と言っているが、留守番中困ったときに、家族にすぐに連絡がつかないこともあるから心配だ。』というものがありました。

飯南町には各種相談窓口がありますが、子どもたちが困った時、一人で留守番している時だけでなく、親や家族や学校には相談できない、相談したくない内容の時、子どもたちはどこに助けを求めたら良いですか。町長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

10番議員から子どもたちが助けを求められる相談窓口についての質問をいただきました。

最初に長期休業中の児童クラブの運営の変更についてのことを触れられましたが、この夏休みですが、利用者の急増によりまして指導員の対応ができない可能性があったことから対象児童を1年生から3年生ということとさせていただきます。ただし、4年生から6年生についても事情がある方については受け入れるということで、これもそういうふうな案内をさせていただいておりまして、なかなかそれが特別な事情に当たる場合かどうか自分ではわからないし、それを言うこと自体がどうかということで、そうした保護者のご意見があるということもわかりました。実際には7名の児童の保護者からの相談がありまして、相談があった方には丁寧に説明し、児童クラブのほうに通っていただいております。

それで、議員からは親や家族、そして学校には相談できない、そうした時にどこへ話していいかということでもあります。飯南町では、保健福祉センター内に「子ども・若者相談窓口」が設置されております。子どもや若者の悩み事に向き合い相談するようしております。平成24年度からスタートしておりまして、今日パンフレットを持ってきておりますが、こうした啓発用のパンフレットも作成し、周知もしておるところでございます。

この「子ども・若者相談窓口」、もしも子どもさんだけでなく大人も対象となるのですが、電話による相談はもちろんですが、訪問支援などにも対応しておりますので、こちらのほうは遠慮なくご利用いただきたいと思っております。議員もこの窓口をご承知かと思いますが、もし問い合わせ等があった場合は、ご相談等があった場合は是非ともこちらのほうをご紹介いただければと思っております。これは町が設置しておる相談窓口ですが、これ以外に国の24時間「子どもSOSダイヤル」ということで相談窓口もありますし、それから県の「子ども相談ダイヤル」そうしたものもあります。選んでいただいて、もちろん結構なわけですが、国、県、町でもそうした窓口については用意をしておるといった状況でございます。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

「子ども・若者相談窓口」をご利用くださいという答弁をいただきました。実は同じことを社会福祉協議会に聞いてみましたら、『うちに電話してください。』と即答をいただきました。「社協には総合相談業務というものがあるので、子ども大人でも、どんなことでも相談してください。」とのことでした。留守番している子どもさんが困った時に利用する場合、名前や住所等を事前に教えておくと、いざというときに対応しやすく

なるそうです。これらの相談窓口を知らない人はたくさんいらっしゃると思いますので、役場も一緒になって周知することが必要だと思います。

次の質問に移ります。不登校の小中学生の居場所について質問します。

2016年に文部科学省からすべての学校に対して「不登校は問題ではない」という通知が出ました。「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知です。

私の子どもは小学校1年生の7月から行き渋りが始まり、10月からは学校に行かないことを選択しましたが、当時この通知の存在を知って、安心したことを覚えています。ただし、まだまだ「不登校は問題ではない」ということが社会には浸透していないことも感じ、肩身の狭い思いもしました。しかし、わが子の半年間の不登校と1カ月の付き添い登校から学んだことはたくさんあり、今ではこの経験をさせてもらったことに感謝しています。そして、状況によっては、学校を休み、エネルギーを充電する期間も必要だと知りました。

飯南町には「めだかの学校」というものがあり、不登校やひきこもり支援を行っていると聞きます。「めだかの学校」では学びの場を提供していると思っている住民もいますが、どのような場合に利用できて、どんな風に過ごすのかなど、その内容が周知されていません。「めだかの学校」とは、どんな取り組みなのかをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、不登校の小中学生の居場所づくりについての質問であります。

本町が取り組んでおります「めだかの学校」の取り組みについてご紹介させていただきます。先ほど議員のほうにこの「子ども・若者相談窓口」のパンフレット、これ窓口のパンフレットですが、実はこの裏に、ちょっと下のところになるんですが、「めだかの学校」のことも記載されております。

「めだかの学校」の対象者は、中学生から青年期、これは30代半ばまでで、外に出にくいと感じている人とか、他者や社会になじみにくいと思っておられる人であります。活動を通して、教育、福祉、雇用など各分野に相談を依頼し、就学、それから就労に結び付くような対応に努めております。場所はですね、先ほど対象者は申しましたが、中学生以上ですから、その担当する職員といろいろな活動をしたり、相談や話し合いもしながら過ごしてもらうわけですが、場所は今は保健センターと来島保健センターのほうで開設をしております。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

「めだかの学校」と同じような取り組みに社会福祉協議会が運営している「ぷらっと」

があります。

「ぷらっと」は、長年自分の子どもの不登校やひきこもりで悩み、いろいろな葛藤に苦しみながら「どのように子どもに向き合うか、子どもの気持ちをどう受け止めるのか」と試行錯誤を重ねた経験をされた方がサポーターになっています。

『学校に戻ることが一番。とにかく行かせなさい。』『不登校は子どものわがまま。親の育て方が悪い。』などと、不登校に対して周囲からの心無い言葉を浴びせられた経験をお持ちです。サポーターは保護者に『決して本人を責めない。』『できたことは褒める。』『ちょっとしたことでも感謝の言葉を口にするように。』と伝えているそうです。一番近くにいる保護者が“わが子を受け入れる”ことが最も大切だということです。

「ぷらっと」は、気負わないで出かけられ、当事者や保護者が安心して過ごせる場所で、したいと思ったことをしたいと思ったときにするため、プログラムは特にありません。安心感を得られるように家庭環境に近いお部屋になっており、行けば無条件に受け入れてもらえる居場所づくりをされています。

「めだかの学校」や「ぷらっと」などの不登校やひきこもり支援があることを、どれだけの町民が知っているのでしょうか。良い事業や制度があったとしても、住民に届かなければ意味がありません。また、町が運営する「めだかの学校」と社協が運営する「ぷらっと」、どちらを利用しても、行政、学校、さまざまな機関との連携ができるような体制作りが必要ではないでしょうか。高齢者等の支援は、行政や社協、福祉事業所等で日々の業務連絡を適宜行うほか、定期的な情報共有や意見交換の場を持っていると聞きます。

また、「めだかの学校」は、中学生以上の不登校支援で「ぷらっと」は、小学生でも利用できますが、毎日開所されていません。では、学校に行かない、行けない小学生はどこで過ごしたら良いのでしょうか。家庭の事情も様々ですので、自宅以外の居場所も必要だと考えます。

不登校やひきこもり支援の横のつながりの必要性について、そして、不登校の小中学生の自宅以外の居場所づくりについて、町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、議員からは不登校や引きこもりの支援の横のつながりの必要性、そして不登校の小中学生の自宅以外の居場所づくりということで、質問をいただきました。

社協が運営します「ぷらっと」について、議員からも紹介をされたとおりでありますが、不登校や引きこもり支援の横のつながりの必要性、私ももちろん感じております。ここに「ぷらっと」のチラシを持ってきましたが、議員から先ほど家庭に近いような環境ということで、これは冬期間だと思いますが、こたつが置いてあったりテーブル、それから本も置いてあります。なるべくそうした家庭に近い環境ということでレイアウトしてあ

りますが、ただこの「ぷらっと」につきまして、学習を指導する体制はとれておりません。もちろん、指導者もおりません。

それで、横の連携についてですが、社協の運営する「ぷらっと」と保健福祉課、そして福祉事務所は、適宜、情報共有を行って連携を強化しております。不登校の小中学生の自宅以外の居場所づくりについて、現時点では、この「ぷらっと」があるわけですが、これはあくまでも居場所であります。開所日も先ほど言われましたが、週3回ということで毎日ではありませんので、毎日こうした居場所づくりが提供されている状況にはありません。

それで、今そういう対象の方がおられるということも承知しておりますし、「めだかの学校」は中学校以上ですし、「ぷらっと」は小学校から可能です。この今の仕組みが今のニーズに合っているのか、そういったこともしっかりと検証し、改善できることには、いろんな人の配置も必要ですし、そうしたことも考えなければなりません、可能なことについては出来ればと考えております。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

次の質問に移ります。

2016年12月には、不登校の子どもに学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、教育機会確保法が成立、公布されました。

「めだかの学校」も「ぷらっと」も学習の機会は提供していません。飯南町でも、学校に行かない子が学べる環境づくりが必要です。学校に行かない選択をした子が全員、学習したくないわけではありません。多様な「居場所」と「学習の機会」が保障されれば、子どもたちは自分に合う場所、そして自分のペースで学ぶことができるとも言われています。学校外での多様な学びの機会について、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

続いて学校外での多様な学びの機会についてというご質問でございました。

現在、町内の小中学校でも不登校や不登校傾向の児童生徒が増加傾向にありまして、教職員であったりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが児童生徒の悩みや保護者の相談に日々向き合っている状況です。このように、まずは、児童生徒や保護者と信頼関係を築き、学校に来てもらえるようにする、丁寧に対応する、これが1番大切だと考えております。何よりも集団の中で様々な経験を積むということは、本当に児童生徒にとってはかけがえのないことだと私も思っています。しかしながら、様々

な要因がございまして、学校に通えるようになるまでに時間がかかるケースがあるのも事実であります。こうした場合には「保健室や相談室での学習などにより、学校に登校しやすい環境をつくる」ということ、あるいは「教職員による、こまめな家庭訪問で相談に向き合う」ことなどを個々の実情に応じて対応を取ってきております。

また、タブレットによりまして授業の学習をおぎなうという取り組みも最近始まっております。これについては校長判断で出席扱いとすることも可能でございます。実際にここ最近、オンライン授業がきっかけで、出校できるようになった生徒もいる状況であります。

なお、県内の都市部、松江・出雲等ですね、そういったところは「教育支援センター」を立ち上げて、不登校の児童生徒の状況に応じた支援を行っている事例もあります。ありますけれども、その運営を聞いてみますと、校長先生あるいは教職員のOBの方、そういった方が現場のスタッフとして活躍しておられるというのが実態です。

そういったしますと、飯南町の場合は、地元出身の教職員の方が非常に少ないですから、なかなかスタッフを確保することは困難であろうと察してございまして、現時点では飯南町での「教育支援センター」の設置は難しかろうと思っております。

従いまして、引き続き、学校や関係機関と連携しまして、児童生徒の個々の状況に応じて、きめ細かくに対応し、児童生徒が安心して教育を受けられる、そういった環境を、この学校での環境をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

学校外での多様な学びの機会についてですが、例えば不登校のお子さんを対象にしたオンライン家庭教師や不登校専門塾、インターネット上の学校などを利用すれば、教員免許を持った人がその場になくても、また、学校とリモートでつながなくても、学習の機会のある居場所づくりは可能だと思います。つまり、これらの方法と家庭または「めだかの学校」や「ぷらっと」を組み合わせれば、学校に行っているかどうかに関わらず、個人が尊重され、魅力のある教育を受けられると思います。こちらもご検討をお願いします。

飯南町はGIGAスクール構想を推進しており、1人1台タブレットが支給されております。タブレットを家庭に持ち帰り、子どもたちがしっかりと活用しております。もはや、親の出る幕がないほどです。GIGAスクール構想の目的は、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現にあります。多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びにも役に立つものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものです。

タブレットを活用した多様な学びの機会をつくる方法として、公営塾である学習支援館での利用が考えられます。ここでは中学生と高校生を対象にした学習支援を行ってい

ます。中学生講座は来島交流センターで月・水・金曜日、交流センターとんばらで水・金曜日に開講され、高校生講座は来島交流センターで月曜から金曜まで開講されています。受講料がとても安く、熱心な先生にも恵まれ、飯南町の教育を支える大切な場所になっています。しかし残念ながら、保護者が迎えに行くのが難しいため、利用したくても利用できない子もいます。また、学習はしたいけど、他の人と勉強するのが苦手、人がたくさんいる空間が苦手などの理由で利用できない子もいます。

学習支援館もオンライン対応をすれば、これらの課題が解決でき、誰でも利用しやすくなり、より魅力的な飯南町独自の教育環境の一つになると考えます。教育長の考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

引き続き学習支援館でのオンライン対応について、ご提案をいただきました。

この件につきましては、夏休み、この夏休みにコロナの感染者が中学校、高校で多くあったことから、学習支援館を休館にした経緯があります。その時に学習支援館のスタッフで検討がされています。タブレットを活用した授業というのは、学習支援館で行うことは技術的には可能という判断を今しています。しかしながら、受講生の質問への回答、それから小テスト等については、オンラインでも十分できるであろうということですが、一番肝心の自主学習の個別指導、この部分がなかなかオンラインでは難しいだろうという課題も残っております。

また、現在学習支援館は講師と生徒の関係性を大切にして、きめ細かな個別指導に活かすという学習支援館の方針が受講生であったり、そして保護者の方にも信頼を得ている面があります。そうしたことから、これらの課題を整理する必要があるかと思っておりますし、先ほど議員からはオンライン家庭教師のご提案もいただきましたけれども、こうした取り組みも先ほど申しましたように、不登校の学習を補うという効果、あるいは学校に通えない子どもさんが通うきっかけになるという、そういう機能はあるかもしれませんが、やはり対面で何とか学校、あるいは学習支援館に来てもらって対面で頑張れるように誘導したい。そのために日々現場の先生方もきめ細かな指導をいただいていると思っておりますし、そういったことに引き続き地道な努力をしっかりとしながら、なるべく不登校あるいは不登校傾向の子どもが学校に本当に足が向くようにしていきたいというのが私の考えでございます。

○10番（戸谷 ひとみ） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

2点について質問いたします。

まず、三瓶山の観光振興と陸軍遺産について伺います。

三瓶山は大部分は大田市でございますが、東の原あたりはわが町角井でございます。その三瓶山は昭和38年4月10日に大山隠岐国立公園の一部として指定され、来年で60周年を迎えます。50周年記念事業の一つとして平成25年5月に大田市民会館で「なつかしの三瓶山」写真展・絵画展がありました。その会場では、観光バスが何台もやってきた時代を懐かしく想い、観光の多様化で客が減り、寂れてしまった現在、「あの頃はよかったのに、今はねえ。」と感じた方はたくさんいらっしゃると思います。

私もどうにかして三瓶山の魅力をもっと伝えていきたいという思いで、これまで私は過去2回質問させていただきました。10年以上前から気に掛けていた課題ですので、本当は個々でなく大田市議会で質問すればよいのかもしれませんが、大田市でもあまり質問がないみたいで、直接ぶつけることができないので、町のお考えを聞くため敢えて何点か質問させていただきます。

まず私が最初に質問したのは、平成22年12月議会でした。一般質問をする際、本丸である大田市観光振興課を訪ねました。そのとき課長から「三瓶山は平成13年、旧観光計画があったが、石見銀山の世界遺産登録により疎かになっていた。」と説明を受けました。その後、すぐにわが町も入れていただき、平成23年度に1市2町で「三瓶山広域ツーリズム振興協議会」が組織化されました。アウトドアを切り口として観光振興に取り組んでおります。飯南町も「三瓶ガイドブック」などパンフレットにも各所観光施設も紹介され、一定の評価をしています。

子供の頃は、浮布池でボートに乗ったり、湖畔にあったレジャー施設「三瓶グリーンランド」で遊んだり西の原で草原に覆われる雄大な景色が広がる自然を満喫することができるところでありました。本当は三瓶山については観光面だけでなく、島根県立三瓶自然館にもたくさん展示されていますが、歴史や文化があります。

その間、三瓶山北の原で2度目の「第71回全国植樹祭」が開催されましたが、開催決定後に、私は大田市長に「三瓶山十二勝」の巻物の公開を提案しました。「三瓶山十二勝」の巻物については簡単に説明しますと、江戸時代寛政年間に現在の三瓶町志学で医師をしていた今田知卿（いまだちきょう）が、若いころ医術研鑽のために京都で学んだ時にふるさとの三瓶山が全く世に知られていないことを嘆き、当時、京都で高名な画師に12の名勝を選び日本画と儒学者、公家たちに漢詩と和歌を依頼し、3巻の巻物として完成

させたものです。日本画は当時、画所預（えどころあずかり）といわれた宮廷の絵師を統率する筆頭絵師であった藤原光貞をはじめとする有名な絵師に依頼。和歌と漢詩は儒学者や公家といった当時の文化人に依頼したもので、作者 36 人は相当の顔ぶれだったようです。郷土を愛する若き医師が完成させました。

当初の全国植樹祭の開催年に北の原の三瓶自然館サヒメルで実に 30 年振りの公開がありました。しかし残念ながらコロナ禍のため天皇皇后陛下は翌年も三瓶山に行幸されることなく、この巻物を天覧されることができませんでした。巻物には角井地区の崙巔秋晴（ろんてんしゅうせい）、瓶野雲雀（べいやひばり）と 2 カ所、2 枚の日本画が描かれています。全国植樹祭大田市記念事業で小冊子と DVD、Y o u T u b e も作成され、ある程度の場所を知ることができました。十二勝という昔から景観の良い所です。大部分が国立公園なので看板の設置は無理なので、大田市と共にどうかして PR することができないかお伺いします。

また明治時代から太平洋戦争の終焉まで西の原、東の原は日本陸軍の演習地として、その痕跡が各所に残っております。かつて明治 19 年から広島第 5 師団、明治 32 年から浜田 21 連隊、39 年から松江の 63 連隊が演習に使うようになり、演習は夏から秋にかけて、11 個連隊 2 千人の兵隊が常駐したと記述にもあります。第 5 師団の演習コースは広島を進発し、三次、赤名を通り、千原、三瓶だったようですが、そのおかげで銀山街道時代は僅か 1 メートル幅の街道で通行できないということで、下赤名石次の折橋など難所があり今の県道大田線の改良に繋がったと聞いております。敢えて言わせていただければ、昭和 46 年の全国植樹祭は大田市と広島県三次市での開催でした。当初は三次から赤名に入り沢谷、浜原、粕淵、三瓶のルートだったらしいですが、当時の頓原町長、町議が知事への働きかけで赤名衣掛荘で休憩、来島、頓原、志々で休憩し、角井、三瓶のコースに変更されたようです。そのため赤名、来島に国道 54 号バイパスで当時の理想の国道ができ、県道頓原八神線など県道もいち早く改良されたと聞いております。これも三瓶山への行幸のおかげです。

話しを戻しますと、陸軍の遺産が角井地区にも標的を監視する観的壕などが残されています。私も詳しい文献が残っていないか頓原町史を調べましたが、記述がなく地元の人に聞いたりしました。志々郵便局にも展示されているようにも聞きましたが、僅かに三瓶山国立公園指定 50 周年記念誌「三瓶山とともに」13 編の聞き書き集がありました。今はもう亡くなられましたが、大正 8 年生まれの当時 94 歳の角井在住の渡部一夫さんの文章で知ることができました。それと島根県立三瓶自然館ニュースレター N0. 173、今年の 7 月号の表紙にも西の原に残る陸軍演習地遺構として写真は西の原に残る陸軍演習地遺構が載せられており、「演習地の歴史は現代の三瓶山の環境につながる出来事として記録に残しておく必要があります」とまとめられておりました。戦後は開拓地になっている所もあると聞いております。私は広島市の陸軍被服支廠のように保存するよりも、いま各地で使われているフォトグラメトリー、写真測量法など朽ちる前に、知って

いる住民の皆さんが生きているうちに、後世に語りつがれるように映像化として残すよう大田市や島根県にも協力をお願いすべきだと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

6番議員から、三瓶山の観光振興と陸軍遺産、戦争遺産ですが、についてご質問いただきました。

ご承知のとおり三瓶山は、飯南町民にとってもつながりの深い山であり、議員ご指摘のように、三瓶山周辺の1市2町により、三瓶山を核とした観光振興を目的とし、三瓶山広域ツーリズム協議会を組織し、観光振興に取り組んでおります。近年では、モンベルさん、そういったところとも連携をしながら観光PRや自然を活かした体験プログラムのPRに取り組み、環境省が実施する国立公園満喫プロジェクトへも参画しながら、三瓶エリアへの誘客を広域で取り組んでおります。そうしたエリアへの誘客を図っているところでもあります。

それで、議員からは今回「三瓶山十二勝」ということでご紹介いただきました。詳しく説明いただきましたので私からは重ねませんが、私なりに少し整理すると、江戸時代のことであります。三瓶町の志学のお医者さんの名前をおっしゃいました。当時のそのお医者さんが高名な絵師や公家たちに依頼して、三瓶山周辺の12の風景、三瓶山を中心とした12の風景、これを絵に残されているわけですが、日本画と和歌、漢詩に描かせ、詠ませた絵巻であること、また、三瓶山のすそ野一帯は明治時代以降、旧日本陸軍の演習地となり、本町の角井地区にも戦争に関する貴重な遺産が残されているという貴重なご指摘ご意見であります。こうした昔のことを詳しく調べていただいて披露もしていただき、ありがとうございます。

それで、三瓶山周辺には、その他にも戦後の三瓶開拓団、そして三瓶を舞台とした映画撮影、それから温泉街、これは今もあります。スキー場、スキー場は今夏は夏の観光リフトに転換されましたが、私たちの心にも残る多くの出来事や歴史があるのも事実でございます。

今回ご提案いただきました「三瓶山十二勝」をはじめ、こうした三瓶山にまつわる歴史文化についても、観光誘客における新たな視点として加えていけば非常に面白いと感じたところでございますし、そういうこともきちんと後世に残していかなければならない。今に住む者もこの三瓶山のそうした魅力をこうした歴史的な資料で知ることが大事かと思っております。

それで、1市2町で構成される三瓶山広域ツーリズム振興協議会におきましても、こうした地域資源を観光誘客の新たな切り口として掘り起こし、活用に結び付けていける

よう、年1回首長が集まる会があるんですが、通常は事務レベルの、事務レベル者によりますワーキング会議によっていろいろなことを協議しております。議員からご提案いただきましたPRの方法であったり記録の保存、そうしたことはそうした場で提案して参りたいと思っております。貴重なご提案ありがとうございました。

○6番(安部 誠也) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 6番、安部議員。

○6番(安部 誠也) 6番。

先日の座談会で一つ感じたことです。志々の会場でしたっけ。住民の方が三瓶に対して言いたいことがいっぱいあったように感じましたが、この三瓶広域ツーリズム協議会は、その指針として確か協議会事業者、地域住民等が計画のコンセプトになっていると思うんですよ。それで町の独自でも構いませんが、3市町で何らかの住民の皆さんから意見を聞く機会を設けるべきだと思います。私も観光振興課のほうに行って、いくらでもお伝えしますが、やっぱり住民の皆さんから昔の話や現状を聞いて、計画というものは将来に向けての夢であり、青写真を描くことでありますから、これは本当は大田市が本気にならないといけませんけど、3市町で国立公園指定60周年記念行事を含めて考えていただければと思います。

これは、別にあれですけど。お答えできれば、お答えいただきたいと思えます。

○議長(早樋 徹雄) 6番、安部議員の質問に対する答弁をされますか。

○町長(塚原 隆昭) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 塚原町長。

○町長(塚原 隆昭) 番外。

この三瓶山広域ツーリズムへの住民からの意見を聞く場を是非設けてほしいということでもあります。

この協議会は行政関係者、そして観光協会、また県のほうからもオブザーバーとして参加いただいております。行政だけの情報ではなくて、確かに住民の皆さんが三瓶山への思い、いろんな思いがあると思っております。この観光一つについても、最初に浮き布の池のことも言われましたが、私も実は浮き布の池がどうなっておるか最近もちょっと行って見たことがありまして、昔とあまり変わっておりませんでした。ただ、今もボートが、これが動いているのかなとそういうことは思いましたし、私も以前はそこへワカサギ釣りに行ったこともありますし、三瓶は非常に近くにあつて思い出のある山であります。思い出の深い山であります。

今回国立公園に指定されて60周年ということで、来年節目の年になります。いろんな事業が展開されると思えますが、こうした今ある提案いただきました意見聴取、これらを前段の作業として、またこの広域ツーリズムの事務者レベルの会でこのことも話し合ってみたいと思えます。以上です。

○6番(安部 誠也) 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

町長からも前向きなお答えをいただきました。ありがとうございます。先ほど浮き布の池の話が、まあ余談でございますが、浮き布の池の周りのレジャー施設が石見交通さんと阪神電鉄が作られたみたいです。阪神電鉄が阪急との合併により、どうにかしなきゃいけないということで大田市があそこへ東屋を一つ建てられました。まあ、余談でございますが。

次に小さな拠点づくりと公共施設の在り方についてを伺います。

6月議会定例会一般質問において指定管理施設の指定方法など質問しました。今回は地域づくり、地域の拠点づくりと、それに伴う公共施設の在り方について伺います。

合併時は4地区で地域づくりを進めることから拠点の整備、体制づくりが図られたと記憶しています。現在、5公民館で館長及び主事が、5拠点施設に地域づくりの専門員など常駐し、日夜地域づくりに取り組まれ尽力されております。その中で、近隣であります。出雲市は公民館を廃し、地域コミュニティセンターへ統合されました。隣の雲南市も公民館を交流センターと改称され、地域づくりや地域福祉を含めた多様な活動を展開できる地域の活動拠点としています。県内でも公民館と地域づくり組織が混在する市町は少ないと思います。

一段と拍車のかかる人口減少・高齢化、身近な地域内での様々なこ出来事が行政サービスを含む対処できることが重要とされております。異常気象により局所的な雨量を観測したり、身近なコミュニティが重要視されます。今後、交通弱者は一層増加することから身近な地域拠点での医療福祉を含む行政サービスが完結できることを多くの住民は望んでおります。私は各地区独自のコミュニティを尊重することから次の5項目について提案しますが、どう考えられておられるのかお伺いいたします。

公民館と地域づくり部門を統合し、地域実態に即した活動組織とするのか。防災機能・設備を有するものとするのか。「総合振興計画後期基本計画」にも住民が主役のまちづくりを進めるとのことですから提案整備計画は、住民の意見から作成するのか。既存の公共施設の再利用計画を策定するのか。指定管理施設の管理に地域の意見を取り入れるのか。その意味でも人口減少や高齢化の進行により、住民生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すため、取組として「小さな拠点」づくりに全国的に県内でも注目が集まっております。そこで「総合振興計画後期基本計画」にも小さな拠点の形成を基本施策に入れられていますが、そこで地域ごとのランドデザインを描き、その意見をまとめ、地域振興に反映させるのが行政の役割であり仕事と考えます。持続可能な夢のある地域づくりの推進方策をお伺いしますとともに、小さな拠点の町内の実態についてお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

地域づくりの関連で、「小さな拠点づくり」についての質問でございます。

最初に議員のほうから「各地区独自のコミュニティを尊重するための5つの提案」ということで、先ほどご紹介をいただきました。それで、私たちが住んでおります中山間地域において、安心して暮らし続けていくための仕組みづくり、これを総称して「小さな拠点づくり」という言葉で表されております。改めてこの「小さな拠点づくり」がどういうものかということですが、これは生活機能の維持であったり、地域産業の振興、また交通手段の確保であったり買い物支援、また交流・定住促進、これらの取り組みを持続させる人材育成などそうしたものをまとめて「小さな拠点づくり」という言葉で表しております。

これらの取り組みのステップといたしましては、まずは地域のことをよく知り、みんなで話し合う、地域内での話し合い。そして、その上で計画・取組体制をつくる。その取り組みを実践に移す。それから移した中では当然課題も出てきますので、改善それを拡充していくという段階で進めていくと思っております。

私としても、この自分たちの地域を知り、話し合うことは大切なことと感じておりました。そこから様々な課題が見えてきて、解決に向けた行動に移っていくのではないかと考えております。それで平成29年度からよく説明をしてきましたが、令和2年度にかけて実施いたしました「集落实態調査」であります。この成果を基に今、各地区に配置しております集落支援員が間に入りまして、集落、そして自治区、あるいは公民館単位で住民の方と一緒に地域づくりに取り組んでいるところでございます。

それで議員からは五つの提案ということでご説明いただきました。いずれも大事な視点ではあるとは思いますが。最初に述べられた公民館と地域づくり部門の統合についてですが、本町における公民館職員と集落支援員は、谷を除いては同じ所で執務室も同じなんです。仕事もしております。一緒に事業も行うことが多く、日常的に情報交換を行っていることで、より一層の連携が図られているのではないかと期待しているところであります。そうしたことから、現状の職員配置で問題があるかどうかにつきましては、現状を踏まえて、今後の見直しが必要かなどは慎重に見極めていく必要があると感じておりますし、もちろん教育委員会部局ともよくよく協議する必要があると思っております。

ただ私としましては、本町の場合、公民館の存在は非常に大きいと思っております。それで地域づくりへもいろんな形で関わっていただいておりますし、他の市の近隣の出雲市、雲南市の事例も紹介いただきましたが、本町におきましては公民館とこうした行政の地域づくり・まちづくり分野での連携は出来ているのではないかと感じております。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

今回はいくつか問題提起をさせていただきましたので、次について質問します。

今、庁舎内で公共施設について委員会を設置し検討中であると聞いております。公共宿泊施設の今後の在り方については、現在、開催中の町政座談会に中間報告がなされています。今後も公共施設についても町民の皆さんに報告や意見を賜る場をつくられると思います。かつて旧町長時代に赤名の住民から旧町長室に赤穴八幡宮の鎌倉時代の三神像のレプリカを飾りたいという希望を出しましたが、却下されたと聞いております。その中で、赤名地区にある米倉庫が解体中であります。赤名スキー場管理棟をはじめ多くの未利用施設もあります。また、農林会館など老朽化の著しい施設もあります。公共施設には未利用施設というが「みんな役場の書類や道具が山積みになっている。」と町民の皆さんもいらっしゃいます。その実態は、またいつの機会かお伺いします。

赤名地区には役場があるので、自治振興組織すら拠点施設がないと言う、嘆く町民もいます。これまで赤名地区について、小さな拠点整備について議会質問がなされてはおりますが、その時と町長が代わりましたので町内でもバラつきがある中、赤名地区にも座談会にありました診療所の開設を含めて、小さな拠点をつくられるのかどうか、お伺いいたします。

県内では、大田市の久利・大屋地区のようにモデル地区とされ、1億5千万円の交付を受けました。拠点が重要ということで、コミュニケーション施設の建設に1億2千万円を使い、まちづくりセンターに入るように承認され、他にデマンド交通の整備、農業法人化を進めるとあります。モデル地区がどういう基準でなったのか良くわかりませんが、しっかり町民の皆さんに交付金をいただけるようお伝えして、交付金をいただけるよう努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ちょっとお断りをさせていただきます。先ほど議員のほうから「小さな拠点づくり」の形成に向けての進捗状況等の質問も続けていただいておりますが、私はその質問の答弁をせずに自席に戻りまして、申し訳ございません。

この「小さな拠点づくり」のことについて先に答弁させていただきます。

現在、第2次総合振興計画の後期基本計画に基づきまして、様々な施策の推進を図っています。その小さな拠点の形成につきましては、公民館のエリアを単位として、5つの拠点形成を目指した地域運営の仕組みづくりに取り組んでおり、現時点では谷・志々の2地区が「小さな拠点」として形成されておるということになっております。

今年度は、来島地区が「地区計画」の作成に取り組まれておりまして、拠点づくりが

進んでいる状況にあります。赤名・頓原地区におきましても、町職員や集落支援員がサポートしながら話し合いが現在も進められておりまして、小さな拠点の形成に向けて引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

議員からは最後に夢のあるまちづくりということでもございました。今、地域がいろいろと特徴を持って取り組みが進められております。

谷地区では、特産品開発として継続してきておられますが、ぶどうを出身者の方等に送る「ふるさと小包便」、そうしたことが取り組まれたり、えごまですね、それを加工してiまるシェのほうでも販売されております。志々地区では、「わっしょい志々会」ということで。実は、ここでもいろんな地域活動が行われておりますが、明後日、来島連坦地で行われます「ブランドメッセージフェスティバル」そちらのプロジェクトで、オリジナルグッズを作成して当日販売をされるということも聞いております。また、小田真木地区におきましても農業を中心とした地区計画を作成され、その目標の達成に向けて、地域の皆さんが真剣に向き合い、話し合いを進められていると聞いております。

地域づくりの主役は、もちろん地域の皆様でありまして、行政が決して押し付けて進めるものではないと考えております。コロナ禍の中にありまして、地域で集まる機会が少なくなってきたておりますが、地域の皆さんが楽しみながら地域づくりに取り組んでいただけるよう、町としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

それで、続いて「拠点施設」についてのご質問であります。

町が所有いたします施設につきましては、「飯南町公共施設等総合管理計画」に基づきまして今後の管理運営を行うこととしております。今年度の座談会におきましても、観光宿泊施設の在り方について、町の方針をご説明しているところであります。赤名地区におきましては、いろんな公共施設が中心部に集中しておりますが、商工会館横の米倉庫、これは今、解体中でありまして、その跡地は駐車場として整備したいということで説明をさせていただきました。農林会館につきましては、議員からもご指摘のあったとおり老朽化が進んでおりまして、本当に町としての維持管理も困難になりつつある状況にあります。それで庁舎であります。平成28年度に整備いたしましたこの役場本庁舎であります。この赤名地区が「行政機能の拠点」としてこの庁舎を整備しておりますが、赤名地区のコミュニティ活動、そういった使用も可能とは思いますが、実際にはそういった活動に利用されていることはありません。少ないと思います。少ないと言いますか、ありません。

小さな拠点を形成する上で「赤名地区にはそうした拠点施設がない。」、議員からは『医療の機能も含めたそうした拠点を。』とありました。そうしたご意見があることは私も認識しておりますが、現時点では、具体的な検討を進めている状況にはありません。

「赤名地区に拠点施設が必要」というご意見は、集落实態調査等においても自治区や自治会の中で、地域の現状や課題も踏まえて共有されているかと思いますが、実際に具体的な話し合いが進んでいるかということ、進んでいない状況にもあります。この赤名地区

の地域づくりを進めていく上で、皆様のご意見を伺いながら、今後の対応等を考えてまいりたいと思っております。

この拠点のことにつきましては、他の議員からも過去にも要望をさせていただいております。その時お答えさせていただいているのは、やはり住民の皆様の話し合いをもう少し進めてほしいというようなところで答弁をさせていただいております。その時点と大きくは変わっていないんですが、行政としての認識、今回集落実態調査でもそういった施設の要望があるのはもちろん承知しておりますし、そういったこの役場機能が即コミュニティ活動に使える施設ではないということも承知しておりますので、住民の皆様の意見も聞きながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

○6番（安部 誠也） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で14時40分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時37分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

通告に従い一般質問をいたします。

本日は、急激な物価高騰に対する町民への支援について伺います。

今年に入って燃油をはじめ諸物価が急激に高騰しています。電気料金は、中国電力の9月分の家庭向け自由料金プランで160キロワットを使用した場合で、9,605円となり、前月より624円値上がりしています。昨年9月ですと7,087円でしたので、36%値上がりをしていることとなります。

ガソリンは、昨年の同時期に1リットルあたり161円だったものが、昨日の来島給油所の店頭価格で177円とこれも16円値上がりしております。10%の値上がりでございます。ガソリンにつきましては、急激な高騰を抑えるため、国が石油元売り会社に補助金を投入していますが、その補助額を段階的に引き下げる方向の検討もなされておるとこ

ろでございまして、心配なところがございます。灯油につきましても全国価格が過去5年間で最高額となっております。

これから冬を迎えるわけですが、暖房のため消費の増える灯油や電気といった光熱費の増加が、家計を一層圧迫することになります。物価が高騰する一方で収入はというと、年金は手取りが減少し、会社勤めの方々の賃金の上昇も、高騰する物価には到底追い付くはずもなく、疲弊されている町民も多々おられます。円安の進行も相まって10月にはさらに多くの品目で値上げが予定されているところです。

松江市はこの状況を受け、市内の全世帯を対象に2カ月分の水道料金を無料にする補正予算を、9月の松江市議会定例会に上程されました。

この度の光熱費をはじめとした急激な物価高騰は、本町のような寒冷地には特に重くのしかかってきます。物価高騰分の支出増加を少なくとも緩和する本町独自の支援、これについて、町長はどのような方針で臨まれるのか。お考えをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

8番議員より、物価高騰における町民支援についてのご質問いただきました。町独自の支援ということであります。議員のほうからも説明がありましたが、現在本当に世界的な経済情勢、特にウクライナ情勢の長期化であったり、上海のロックダウン。これはいろんな部品が入って来ないというところであります。そして、円安については、ずっと円安基調で来ておりましたが、ここにきて急激なさらに円安ということで、20数年ぶりの急激な円安になるなど本当に先行き不安な状況であります。ニュースでも新聞でもそうですが、いろんな身近な日用生活用品、これが何%上がる、何%上がる、何月に上がる、またさらに来月も上がるというようなことがずっとされております。住民皆さんもさぞ本当に不安を抱えられていることと思います。

それで今、石油価格についてですが、国が下支えしておりますが、そういった関係で何とか高止まりをしておりますが今のような価格であります。その石油元売り会社に支援しているこの補助金制度も、9月末までが12月まで延長されるということで示されました。先ほども議員がおっしゃる通りです。

この価格がですね、現在の価格が年末までは何とかほぼ維持されると思いますが、その下支えをしておる価格も国もだんだん段階的に減らしてくる。今35円が30円なり12月は25円とか。それが本当にそうなるかどうかはわかりませんが、そういうことを言われております。年明けについては、全く決まっておられません。不透明な部分がございます。こうした中で議員から、ご指摘の物価高、とりわけ生活に密着します電気代、ガソリン代、そして、これから冬期の灯油代の値上がりは、本当に家計に直結するものと、私自身も感じておりますし、町としても認識をしております。

それで、直接的な物価高騰対策ではありません。これはコロナ対策の支援として、これまでいろんな町民の方への支援。これは国であったり、町であったり、行ってまいりました。

令和2年5月には、国からこれは全町民を対象に。国民を対象に10万円の給付事業がございました。それから、子育て世帯に絞ったり、ひとり親世帯、そして低所得者世帯、これは非課税世帯ということですが、10万から5万の給付事業など、これまでいろんな形で、数えると7回ぐらいそうした支援をしております。

それで、本町独自の支援といたしましては、全町民を対象に、これは一律ということですから全町民に行き渡るわけですが、元気回復券事業。これを1回2回3回とで今年度も上半期で実施し、8月末で終了しております。これは家計の一助となりますし、商工業者への支援にもつながる事業でございます。それからさらに商工業者への支援を拡大するという意味では、プレミアム商品券。これもこの上半期。予算を補正予算として計上しておりますが、このプレミアム商品券事業として下半期で実施したいと今、考えておるところでございます。

そして、これから迎える冬期に欠かせない、飯南町は雪も降りますし、寒い地域でございます。

この燃油の価格高止まりも含めた物価高騰対策。国のほうがですね、住民税非課税世帯への5万円給付ですね、これが行われるということが、最初報道でしたが、そういう情報があります。これはもう国のほうが決定ということでございます。この支援策につきましては、これまでは本町の非課税世帯への支援ということで実施したものがコロナ対策であるんですが、だいたいなんです飯南町の全世帯の1/3程度のところは対象となっております。従いまして、全世帯へこの物価高騰、燃油高騰への支援は出来ないわけですが、そうした所への手当てについて制度が決定されれば、支援ができると思っております。これについては町としましては可能な限り早くに給付事務を行うことで支援をしたいと考えております。

それで、町への、従いまして町民への一律の支援ということは難しいのですが、この物価高騰、町単独でなかなか対応できるものではないと認識しております。従いまして生活困窮世帯への支援であったり、今回の補正予算にも計上しておりますが、どうしても緊急的に支援しなければいけない業種とかですね、そういったところへはちゃんと手当てするというように対応してまいりたいと考えております。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

町長の答弁にありましてとおり、国は本日、「物価・賃金・生活総合対策本部」で本部会を開いて、予備費から3兆円を超える経済対策を打ち出す予定になっております。その中に非課税世帯への5万円支援というの也被含されております。そういう状況でございます。

ますので、そういう国の制度、支援につきましては、速やかに対応いただいて、町民にも還元できるような形になるべきだと思います。ただ、その上で本町は寒冷地という特殊な事情もございますし、働き盛りの世帯であっても住宅ローンやマイカーローン、それから世帯毎の事情で家計の中でやりくりをされておるわけでございます、決してどの家庭も楽な家計のやりくりではないと認識をしております。そういう中で、こういう冬期の除雪等も必要となってきます。木戸道の除雪をするのには、除雪車も動かさなくてはいけない、小型除雪車も動かさなければいけない。そうすると当然小型除雪車も燃料を非常に食うものでございます。ガソリン代もかかってくる。子どもさんを学校に行かせようと思うと、それでもやむなくそういうものが必要となってくる。そういう中で、冬期の負担というのは、他の地域に比べて飯南町というのは多い地域だというふうに認識をしております。そういうところも鑑みていただきながら、裁量の範囲の中で、財源運営ができる範囲の中で負担の軽減というものを町独自の考え方で進めていただける、それが直接給付ということでもなく、何らか灯油のチケットであっても何でもよいと思いますが、均等に割当たるようなそういった形の制度を是非町としても、検討いただくようなほうが望ましいというふうに考えております。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から再質問をいただきました。

冬期に向けての灯油助成、チケットも含めて飯南町独自の支援ができないかということとあります。先ほども申しました下半期に向けてプレミアム商品券を発行いたします。これについては、これまでも『商品券をすぐを買う現金がない人は、どうするのか。』ということで、議論もあったところでございますが、このプレミアム商品券は5割の割り増しが付いている商品券でございます。そういったプレミアム商品券を活用いただく中で、灯油を購入していただいたりしていただければと、私は今思っているところでございます。

灯油の助成については、遡れば平成19年に飯南町も1回実施したことがあります。県内においても、寒冷地にあっても多くの自治体が取り組んでいるわけではないんですが、今回は灯油もしかりですが、車に注ぐ燃料ガソリン、さっき除雪車と言われましたが、そもそも通勤に使う燃料ガソリンが高騰しております。これを町独自の支援ということとありますが、私としては今のところ全町民の皆様に行き渡るような支援については、なかなか困難かなと思っておりますが、先ほど言いました国の5万円の支援金であったり、プレミアム商品券、これをうまく組み合わせて出来れば対応いただければと思っております。

これが想定しきれないようなことになれば、また話は別だと思っております。

○8番（安部 丘） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問は終わりました。

.....
○議長（早樋 徹雄） 以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩とします

午後2時53分休憩

.....
午後2時54分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

先般9月6日の本会議で、議案第56号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑がありました。那須総務課長が発言を求めておられますので、これを許します。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

議長の言われるとおり、議会初日の質疑の折に2点、ご質問いただきました内容につきまして、調べが整いましたので追加で発言と資料をお配りさせていただきました。

まず1点。2番、伊藤議員より男性の育児休暇が取得できる対象人数はということですが、これは口頭の方でお伝えします。病院なども、特会も含めた一般職員の総数は149名です。その内10名が該当者として存在します。続いて会計年度任用職員これ総数103名ですが、取得の対象となる該当者はおりません。ゼロ人です。

続いて、2点目。8番、安部議員より議案末尾の資料の米印の注釈欄の説明欄がないということでしたけど、今お手元の方に、その※印の3つの点の詳細の方、お付けしております。ご覧いただければと思っております。裏面の方に※3の方は書いてあります。発言は以上です。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 今、説明がありましたが、質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。それでは、この件については終了いたします。

お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会をいたします。なお、本会議は16日午前9時から再開をいたします。ご苦勞様でした。

午後2時57分散会
